

平成26年

島本町議会4月臨時会議 会議録

平成26年4月23日開議

平成26年4月23日散会

平成26年4月23日(第1号)

平成26年島本町議会4月臨時会議会議録目次

第 1 号（4月23日）

○出席議員	1
○議事日程	2
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○諸般の報告	3
○第 2 号報告 島本町税条例の一部を改正する条例の専決処分について	4
○第 3 7 号議案 工事請負契約の締結について	1 7
○第 3 8 号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算（第1号）	5 2
○第 3 9 号議案 平成26年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	5 6
○散会の宣告	6 4
※付議事件の議決結果	6 7

## 島本町議会 4 月臨時会議 会議録 (第 1 号)

年 月 日 平成26年4月23日 (水)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり14人である。

1 番	平 井 均	2 番	関 重 勝	3 番	外 村 敏 一
4 番	田 中 修	5 番	村 上 毅	6 番	清 水 貞 治
7 番	岡 田 初 恵	8 番	川 嶋 玲 子	9 番	戸 田 靖 子
10 番	平 野 かおる	11 番	伊 集 院 春 美	12 番	野 村 行 良
13 番	河 野 恵 子	14 番	佐 藤 和 子		

地方自治法第121条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	川 口 裕	副 町 長	乾 知 範	教 育 長	岡 本 克 己
総 合 政 策 部 長	島 田 政 弘	総 務 部 長	柴 山 則 文	まちづくり事業推進 プロジェクトチ ム 長	由 岐 英
健 康 福 祉 部 長	近 藤 治 彦	都 市 創 造 部 長	水 木 正 也	上 下 水 道 部 長	今 中 良 昌
消 防 長	木 下 光 平	教 育 こ ど も 部 長	北 河 浩 紀	会 計 管 理 者	妹 藤 博 美
総 務 部 税 務 課 長	森 泰 昭	都 市 創 造 部 都 市 整 備 課 長	橋 本 祐 一	上 下 水 道 部 工 務 課 長	梅 若 英 夫
教 育 こ ど も 部 教 育 総 務 課 長	多 田 昌 人				

本会議の書記は次のとおりである。

事務局長	永 田 暢	議会総務 課 長	猪 倉 悟	書 記	村 田 健 一
書 記	小 東 義 明				

議事日程第1号

平成26年4月23日(水)午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 第2号報告 島本町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

日程第4 第37号議案 工事請負契約の締結について

日程第5 第38号議案 平成26年度島本町一般会計補正予算(第1号)

日程第6 第39号議案 平成26年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第1号)

(午前 10 時 00 分 開議)

**平井議長** おはようございます。公私何かとお忙しい中、ご参集いただきまして大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員数は 14 名で、全員出席であります。

本日は休会の日であります。議案審議のため、「地方自治法」第 102 条の 2 第 7 項及び会議規則第 10 条第 3 項の規定により、会議を開くことといたします。

それでは、これより平成 26 年島本町議会 4 月臨時会議を開きます。

今月 1 日から、「地方自治法」の規定に基づく通年議会が始まっており、本日が最初の本会議となります。議員の皆様におかれましては、今後とも活発な議論と円滑な議会運営にご協力いただきますよう、よろしくお願いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

4 月臨時会議に提出されました議案等はお手元に配付いたしておきましたから、ご了承願っておきます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、8 番 川嶋議員及び 12 番 野村議員を指名いたします。よろしくお願いたします。

日程第 2、諸般の報告を行います。

島本町監査委員から、平成 25 年度 2 月分の例月出納検査結果が「地方自治法」第 235 条の 2 第 3 項の規定により、お手元に配付いたしておりますとおりに本町議会に報告がありましたので、ここにご報告いたします。

次に、淀川右岸水防事務組合議会議員の清水議員から、組合議会の結果報告があります。

**清水議員** (登壇) おはようございます。それでは、淀川右岸水防事務組合議会の報告をさせていただきます。

去る平成 26 年 3 月 20 日午後 2 時半から、大阪市の同組合事務所会議室におきまして、組合議会定例会が開催されました。

今年度は同組合議会議員の改選期に当たり、新たに当選されました 31 名の議員により構成されております。

初めに、会議録署名議員の指名と議席の決定、議長・副議長の選挙を行い、議長には高槻市選出の牧良雄氏、副議長には大阪市西淀川区選出の市山正夫氏が当選されました。

引き続き、常任委員 15 名が選任され、当町から選出されております議員(私)も常任委員に選出されました。

また、監査委員と公平委員会委員の選任の議案については、原案のとおり同意されました。

次に、「淀川右岸水防事務組合議会委員会条例の一部を改正する条例案」外4件の条例案が提出され、慎重審議の結果、すべて原案どおり可決されました。

最後に、平成25年度の「一般会計補正予算案」と「平成26年度一般会計予算案」についても、慎重審議の結果、いずれも原案どおり可決されました。

以上が定例会の概要であります。内容の詳細につきましては、議会事務局に資料を保管しておりますので、ご高覧いただきたいと思います。

以上、大変簡単ではありますが、淀川右岸水防事務組合議会の報告を終わらせていただきます。

**平井議長** 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3、第2号報告 島本町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**総務部長（登壇）** おはようございます。4月1日より総務部長を拝命いたしました柴山でございます。微力ではございますが、町の発展のため引き続き取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、第2号報告について、ご説明申し上げます。

（第2号報告 朗読）

本改正につきましては、第186回通常国会におきまして「地方税法等の一部を改正する法律案」が本年3月20日に可決成立し、同月31日に公布されたことに伴いまして、「地方自治法」第180条第1項の規定及び「町長の専決事項の指定について」に基づき、専決処分を行ったものでございます。

それでは改正内容につきまして、第2号報告資料として添付させていただいております「島本町税条例の一部を改正する条例 新旧対照表」に基づきまして、順次、ご説明申し上げます。

まず、1ページ、第19条（法人税割の税率）でございます。

これにつきましては、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力の格差の縮小を目的として、法人住民税法人税割の一部を国税化し、地方交付税の原資とするため、税率を引き下げるものでございます。

具体的には、法人住民税法人税割の税率につきまして、市町村においては制限税率を現行14.7%から12.1%に引き下げるとともに、その引き下げ分をいったん地方法人税として国税化し、国の交付税特別会計に直接繰り入れ、地方交付税の原資とするものでございます。

次に、1ページから2ページにかけての第77条（軽自動車税の税率）でございます。

これにつきましては、近年の軽自動車の性能が著しく向上していることを踏まえ、税の公平性の観点から税率を引き上げるものでございます。

具体的には、総務省におきまして軽自動車と普通自動車の性能及び価格での比較並びに納税者の税負担への配慮などについて総合的な検討が加えられ、現行の税率を1.5倍に引き上げるものでございます。

ただし、自家用貨物車等につきましては、税負担の配慮から税率を1.25倍とする他、税率が2千円以下の原動機付き自転車につきましては、徴税コストを考慮し、2千円まで引き上げるものでございます。

次に、2ページの附則第10条の2（公益法人等に係る町民税の課税の特例）でございます。

これにつきましては、「租税特別措置法」第40条に規定する公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例の見直しにより、所要の規定の整備を行うものでございます。

具体的には、公益合併法人が、特例の適用を受けた財産等を有する公益法人等から合併により資産の移転を受けた場合に、当該公益合併法人においても継続して適用が受けられるようにするものでございます。

次に、3ページから7ページにかけてでございます。附則第12条（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）、附則第12条の2（特定居住用財産に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）、附則第12条の3（阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例）でございます。

これらにつきましては、課税標準の計算の技術的な細目が定められておりますが、「地方税法」に同様の内容が示されており、今回、条例に規定する必要がないものとされたことから、削除するものでございます。

続きまして、7ページ下段から8ページにかけてでございます。附則第15条の3（新築された認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）でございます。

これにつきましては、耐震改修が行われた「要安全確認計画記載建築物」等に対する支援策として固定資産税の減額措置が創設されたことに伴いまして、その減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告について規定するものでございます。

具体的には、「改正耐震改修促進法」に規定する要安全確認計画記載建築物または要緊急安全確認大規模建築物で、平成26年4月1日から平成29年3月31日までに所要の要件を満たす耐震改修が行われた家屋について、固定資産税額の2分の1を2年間減額する特例が新設されました。制度の新設に伴いまして、特例の適用を受けるための申告について規定するものでございます。

次に8ページの中段、附則第22条（軽自動車税の税率の特例）でございます。

これにつきましては、窒素酸化物や粒子状物質の排出量を抑制するための自動車環境対策、いわゆるグリーン化を進める観点から、都道府県の自動車税においてはすでに実

施されておりますが、今回、軽自動車税におきましても同様に導入されることとなり、最初の車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以降の年度分の軽四輪車等——具体的には三輪以上の軽自動車でございますが——につきまして、税率を概ね1.2倍に引き上げるものでございます。

次に、8ページ下段から9ページにかけての附則第30条（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）でございます。

これにつきましては、適用期限が3年間延長されることとなったため、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、9ページの下段から10ページにかけてでございます。附則第34条の3（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例）でございます。

これにつきましては、「租税特別措置法」第37条の14の規定に基づきまして、所要の整備を行ったものでございます。

具体的には、贈与または相続もしくは遺贈の場合の取り扱いについて、規定するものでございます。

次に、10ページ中段から15ページにかけてでございます。附則第36条（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例）、附則第36条の2（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例）、附則第37条（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）でございます。

これらは、いずれも「地方税法」の附則におきまして同様の規定が示されております。今回、条例に規定する必要がないものとされたことから、規定を削除するものでございます。

次に15ページ、附則第38条（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）、附則第39条（個人の町民税の税率の特例等）でございますが、これらは規定の繰り上げによりまして所要の整備を行うものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

**平井議長** これより、本報告に対する質疑を行います。

**河野議員** 第2号報告に対して、質疑のみということですので、させていただきます。提案された議案の報告資料の概要に従って、質問させていただきます。

（1）地方法人税の創設ということで、（1）から（5）すべて、もちろん国の専決部分ですので、条例改正が必要ということについては認めておりますが、それが島本町に及ぼす影響について、今の範囲での答弁を求めたいと思います。

地方法人税の創設ということについては、先日の当初予算の常任委員会でも質疑をさせていただきます。もとより地方自治の本旨の実現ということのための地方交付税制度ということを否定するものではありませんが、地方交付税での偏在是正とい



うことでは、これについては若干、島本町にはマイナスに作用するのではないかという  
ような懸念を抱いておりますが、その点について現時点での影響というか、理論上、そ  
の影響は試算できるものではないかというふうに私は推測しているんですが、その点に  
ついて影響がある・なしを含めまして、答弁を求めます。

(2)軽自動車税の見直し、これははっきり申し上げて、庶民増税だというふうに考え  
ております。今、販売台数が急速に増えている。その背景には、やはり経費を様々削減  
するために軽自動車に乗り換えておられるという国民の状況があるということですが、  
様々、消費税増税などの議論の中で一定自治体に対する配慮だということで、こういう  
軽自動車税の増税ということがあったというふうに聞いております。実際的には軽自動  
車税、この条例改正、「地方税法」の改正によって、国としては307億円の増収を見込  
んでおられるということですが、島本町としては大体どのぐらいの増収というものを  
見通しておられますか。答弁を求めます。

以上です。

**総務部長** それでは、2点のご質問をいただいております。1点目は法人税割のご質問な  
んですが、あわせて地方法人税とのリンクがございますので、まとめてご答弁させてい  
ただきたいと思っております。

法人税割の税率が下がるということで、やはり影響というのは幾分かあるかなとは思  
いますが、ただ、法人税割含めまして町民税の法人分ですね、それについては毎年かな  
り動きます。過去を見ましても、最高で8億を超えてたときもございまして、近々では  
5億円ということもございまして、その差だけを捉えて影響というふうなことは必ず  
しも言えないかなというふうに考えております。実際に法人税割も含めて来年度以降の  
部分を見るのには、今年度のいわゆる企業業績とかも加味しながら11月ぐらいに予算編  
成、27年度の予算編成を行うということになりますので、そういった時点でないと、あ  
る程度、来年度の影響というのはなかなか出てこないかなというふうに考えております。

それから、地方法人税の創設に伴う影響ということでございますが、地域間の偏在性  
ということで最終的には交付税の中で偏在性の是正がされる形になりますが、今回の法  
人税割のいわゆる都道府県、それから市町村含めたパーセントのマイナスとしては4.4  
%の分になるんですが、それが全額、国の交付税特会のほうに入って交付税原資が増え  
るという形になりますので、その地域間の偏在性というのがならされるというふうな  
形で、本町におきましても交付団体でございますので、交付税のところでは増えるとい  
うふうな見込みをしております。

それから、2点目の軽自動車税の増税にかかる本町の影響額といえますか、増収額に  
ついてでございますが、課税をするのが4月1日、来年の4月1日でございますので、  
今年度、どういう台数が購入されたりするのかという部分が兼ねあってまいります  
が、近々の台数から想像しますと、約300万程度の増収になるのではないかというふう  
に思

います。ただ、先ほど法人のところでも申し上げましたとおり、来年度の予算の試算と  
いいですか、そういうものをするのは大体11月ぐらいでございますので、その時点の大  
体台数を加味して、来年度の予算に計上させていただく予定でございます。

以上です。

**河野議員** わかりました。偏在是正ということ为国が言っているわけですけど、あんまり  
感情的な議論はしてはいけないんですが、島本町から見ると、地域手当や、例えば生活  
保護の級地の単価、そういったものほど偏在ではないのかと常任委員会でも申し上げま  
したが、そういったことは私たち議員も含めて、この制度がどのように影響を及ぼすの  
か。この地方法人税だけではありませんし、そもそも消費税の増税に伴っての様々な税  
制の改正ということですから、大きな議論ができることと、調査・検討していかないと  
いけないというふうに感じております。また今後、決算、予算のたびに、こういったこと  
については検証していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

軽自動車税についても単純計算は難しい、こういった条例を制定されて、早めに住民  
に対しては、増税ですよということで周知を図られるということですから、駆け込み需  
要のような形を取られたり、その分、税制が変わったときにはいったん消費が落ち込むと  
いうこともあるかも知れませんが、これも単純な見通しはちょっと危険だというふう  
に思いますが、その点については引き続き注視をしていただきたいと思いますし、こち  
らもそうしたいと思っております。

(3)(4)(5)についても、多岐にわたりますけども、様々「改修法」の問題、株式譲  
渡の問題ありますけど、本日は踏み込みませんが、その点については、やはり住民の生活、  
暮らしには影響を及ぼしているものとしては、引き続き執行部におかれましては注視を  
していただきたいということを申し上げまして、質疑を終わります。何か反論というか、  
必要なことがありましたら、ご答弁下さい。

**平井議長** 他に質疑ありませんか。

**平野議員** 第2号報告について、質疑をいたします。

まず、「地方税法」の一部改正に伴っての条例改正ということで認識しておりますが、  
施行期日が本年4月1日ということで専決処分をされたわけですけどね。すべての、第  
2号報告の添付されている資料で質問しています。この報告の「概要」の中の条例改正  
内容の5項目の中で、4月1日施行というのは3番目の分ですね、耐震改修に関わるこ  
とですから。それ以外の(1)(2)(4)につきましては本年の10月1日、また来年の4月  
1日、再来年の4月1日ということで、私は十分に議案として提案される暇はありまし  
たし、本日の議会が開かれるということについては、当然、執行部としてはわかっておら  
れることだったので、専決処分ということではなくて、せずに、議案として提出する必  
要があったのではないかと思いますけど、十分間に合ったのではないかと思いますけど、  
その点、最初にお尋ねします。

それから、先ほどの河野議員からも質問のありました点ですけれど、地方法人税を創設して、それに対応して法人住民税の法人税割の税率を引き下げることについてですけれど、やはり、これも非常に問題があるというふうに私も思っております。

法人住民税というのは、やはり地方自治体の財源にとっては非常に大きなものですし、住民の身近なサービスというか、そういったものを提供するためのいわゆる自治体の財源としてね、地域社会の費用として法人としても負担していただくという意味では、とても重要な位置づけになっているわけですし、地方財政を支える基幹税だというふうに思っているんですけどね。それを一部国税にしてしまうということですよ、国のほうに支払わなくてはならないということになるわけですけれど、交付税化する原資とは言え、やはりその点は地方の意見というか、その辺ほどの程度訊かれたのか。島本町はそのことについて、都道府県とかを通して意見を訊かれたのかどうか、町村会とかで。事前にこれは認めたのですか。その点をちょっと、ちゃんと、国が勝手に決めただというだけじゃなくて、これはとって大事なことから、島本町の意味というんですか、こういった方向を取られるということについての意思表示をする場があったのかどうか、意思表示をしたのかどうかということについても、お聞かせいただきたいというふうに思っております。

先ほど、交付税化されるということもおっしゃいましたし、交付税という形で増えるだろうということですが、減った分が確実に増えるという何か確定的なものはあるのかどうかということをお示しいただきたいというふうに思っております。

それから、軽自動車税ですけれど、特にこの小さな自治体、コンパクトというんですか、市街地の面積が狭い、道路も狭いような島本町のようなところはね、非常に軽自動車というのは有効だというふうに思っておりますし、農村地帯の中でもバイクとか軽自動車というのは、営業だけでなく農業とか林業とか、そういう形で非常に活用されている。そういったものの納税を増税するということは、私は非常に小さな自治体や農山村とかいうことに負担をかけるものだなというふうに思っているわけですが、軽自動車の利用がどの程度増えているのか、島本町においての状況を少し、把握しておられるようでしたら、お答えいただきたいというふうに思っております。

3点、お尋ねしました。いかがですか。

**総務部長** まず、専決でなくて審議すべきではないか、というご質問でございますが、3月31日の状況では、4月の23日に議会臨時会を開催するというのは決定をしているわけではございませんので、専決処分の項目については、専決処分をさせていただいたということでございます。

また、資料に付いております施行日の関係でございますが、これにつきましては、改め文といえますか、報告議案のほうの1の11ページのところに、改正条例の附則の6条というのがございます。ここには新条例の第77条と、それから新条例附則の第22条の

ことが、ここで書いておりまして、77条のほうは27年4月1日施行、それから附則の第22条につきましては28年の4月1日施行というふうにはなっておりますが、施行日は異なりますが、関連をいたします。従って、住民の方々に周知する場合は、関連をする部分も含めて周知をさせていただきたいということで、今回、専決と同様の取り扱いをさせていただきます。従来から、住民の方々に周知をさせていただくということから、十分な周知期間を設ける必要がございますので、大体1年ぐらいの周知期間を設けるといふ意味から、今年の10月1日の部分も含めて専決処分をさせていただいたということでございます。

それから、2点目の島本町の地方法人税に対する、そういう国の制度に対する、いわゆる意見とかという部分でございますが、特に島本町から単独で行ったということにはございません。ただ町村会や、いわゆる大阪府内の会議がございますので、従前から町村というのは財政力の乏しいという部分もございます。そういった部分から、総一般財源というふうに申し上げますが、そういった部分の拡充は、以前から求めておるところでございます。

それから、交付税が確実に増えるのか、ということでございますが、先ほど申し上げましたように、地方法人税は国の交付税特別会計のほうに全額繰り入れられることになっておりますので、交付税額の前原資が増える。つまり、交付税額、地方に配分する額は増えるという形になります。確実に増えるのかというのは、来年度の、27年度の「地方財政計画」、これは年末ぐらいに公表されるんですが、そういった部分を見ないといけませんけれども、増えるのは当然想定されるというふうに思います。その根拠は、もともと法人税割は交付税の算定の中で基準財政収入額のほうで見てます。収入額で見てますので、それが減ることになりますと、計算上、いわゆる財源不足がさらにふくれるというふうな形になりますので、理論上は交付税は増える。ただ、差し引きする基準財政需要額のほうも動きますので、その辺は先ほど申しましたように来年度の「地方財政計画」、その辺を見ないと、なかなか計算はできないということでございます。

それから、もう1点……、失礼しました、軽自動車の部分、ちょっと書ききれなかったもので……、ご質問は以上かなと……（平野議員・自席から「軽自動車の台数は増えているんですか」と発言）……。

**平井議長** 勝手にしゃべったら……（「平野議員・自席から「勝手じゃないですよ、質問したんだから」と発言）……、指名もしてないんだから。

**総務部長** すいません、ご質問は以上だったかなというふうに思っております……、失礼しました。軽自動車の最近の増加状況でございますが、最近ではほぼ横ばいから若干増えているような数字でございます。24年と26年度を比べますと、66台ほど増えているというふうな形で、若干増えている、大幅には増えてないですけども。今後、今回の「地方税法」の改正、条例の専決処分によりまして、一定、増税というふうなこともありま

すので、早めに買ったほうが、買い換えたほうが得とかいうふうなことの、そういう購入の思考があるかもわかりませんが、現在のところは若干、微増というふうな形になっております。

以上でございます。失礼しました。

**平野議員** 専決処分をせざるを得なかったというか、理由をおっしゃいましたけど、できるだけ周知期間をとということ、それは必要なことだと私も思っておりますが、通常、3月31日に成立した法律を、税条例の改正は5月の臨時議会があればそのとき、もしくは6月議会ということで、ちょっと間が空きますよね。だけど今回は本日、4月中に提案というか議会が開かれるということですから、知らなかったというか、わからなかったというふうにおっしゃってましたけど、もうすでに2月会議のときにね、第二中学校の工事請負の予算は出たわけですから、可決してたわけですから、当然、4月中に議会を開かなければならないということについては、私たちは3月中には聞いておりましたので、当然、そんなことは予測されていたのではないかなというふうに思っておりますので、できるだけ議決をしていくという機会をやはり取るべきではないかというふうに思っております。今さらという感じですけども、来年度はぜひともそのようにしていただきたいということを、ちょっと、この点は強く要望したいというふうに思っております。

それは要望ですから、来年はそうして下さいね、ということですので、できれば町長か副町長にご答弁いただきたいなというふうに思っております。通年議会になったわけですから、議会側としてもそのことを求めればよかったなという、ちょっと反省もしておりますので、その点はよろしく願いいたします。

それから、2点目の軽自動車税のことですけど、台数は増えている。今後も増えるであろうということは予測できるわけですけど、軽自動車税、消費税も増税される。今年は8%でしたけど、来年は10%になるかも知れないという中でね、消費税も増税されるわけですし、またこうやって軽自動車税も増税されるということについて、やはり大きな二重増税にもなるということについて、もちろん、それは「地方税法」という法律の問題でもあるんですけどね。やっぱり島本町という自治体の住民のために、そういったことは、増税になるのではないかということについては、やはりきちんと先ほどの地方法人税の創設も含めてですけど、きっちりと意見をあげていくということ、そういう仕組みはできないのですか。法律が決まったら粛々とやるというのは当たり前のことかも知れませんが、反対に地方から、住民の負担になるようなことは避けていただきたいということを、やはり、もっと言うべきではないかなというふうに、改めて私はこのことについて思ったんですけど、それについてはいかがですか。2点目の質問、よろしく願います。

それから、これについては周知をするということですけど、いつの、特に軽自動車税についてはいつの広報で示されるということなんでしょうか、お聞かせ下さい。

**乾副町長** まず、1点目の専決処分の件でございます。

提案のときに担当部長から申し上げましたように、今回の「地方税法等の一部を改正する法律案」が今年の3月20日に可決、成立をし、同月の31日に公布をされました。それにあわせて専決処分をいたしたわけでございますが、その際、先ほど議員からご指摘のありましたように、専決にかかる分は最少限に留め、今後の議会で審議可能なものについては議案で提出するように担当に指示をいたしております。その詳細につきましては、担当のほうからご報告申し上げます。

**総務部長** 専決の分でございますが、「地方税法」の中でも、先ほど副町長から申し上げましたように、すべてを専決処分をしているわけではございません。いわゆる条例で税率を定めるとか、そういった審議が必要な分を6月議会のほうで予定をさせていただいておりまして、6月議会では年金の関係の特別徴収とか、あと上場株式の部分とか、今回、軽自動車税でも小型特殊の分は新旧対照表でも税率は動いてないと思うんですが、これは「地方税法」のほうでは特に分けてないという部分がございます。この部分については、国のほうからも審議、いわゆる条例で定めるという形になっておりますので、それは6月議会をお願いをさせていただく予定でございます。

それから、地方から国にもっと要望すべきだということでございますが、先ほど申し上げましたように一定の町村会なりの団体がございますので、そういった団体を通じて、過去からも申し上げているところでございます。

それからあと、住民に対する周知でございますが、これにつきましては、今のところ6月1日の広報で周知をさせていただく予定でございます。

以上です。

**戸田議員** ご説明の中で原動機付き自転車に関わる軽自動車税について、「徴税コストを考慮し」というふうな言葉がございました。そこで確認したいことがあり、質問いたします。

原動機付き自転車については1千円から2千円と、2倍になっています。徴収コストに比べて税額の低さが課題になっていたと認識しています。ナンバープレートを課題とするような意見もあるようです。そこで問います。

原動機付き自転車の徴収率が極めて悪いという現状があるそうですが、原動機付き自転車の徴税については、どのような事務事業が行われているのですか。確認のため、質問いたします。また、島本町でも徴収率は低いのでしょうか。考えられる改善の手立てがあるのか、それはどのようなもので対策ができるのか。このあたりのところをお答えいただきたいと思います。可能な範囲で結構です。

それから、この際申し上げたいことなんですけれども、軽自動車の魅力は車両の価格の安さと税負担の軽さと低燃費でした。今でも、それは変わらない。そして少子化や高齢化が進む中で、軽自動車で十分という方が非常に増えていて、その需要を捉えて、各

社が性能・機能強化、それからデザインの工夫に努めてきて、今、大変な人気になっていると認識しています。日本の道路事情にふさわしいものとして、広く国民に愛されてきました。ところが、全米自動車政策評議会、欧州自動車工業会から、軽自動車の優遇措置の廃止を求められているという事実があります。そのようなことは総務省の自動車関係税制のあり方に関する検討会の報告書にも、そのようなことが記載されていました。

今回の引き上げは、このアメリカの要望に応えたものであり、アメリカが非関税障壁として改善を求めている軽自動車と登録車の税額の開き、これを是正するもの。このことはきっぱりと押さえておくべきことだと私は思っています。さらに、2015年10月に廃止する予定の——これ、消費税アップと同時に自動車取得税、1,900億円相当ですか、この替わりの財源として、その一部として、今回の軽自動車の増税で充当する、そういうふうに言われている。このことは確かだと思うのですが、実際、確認しておきたいのですが、今回、自動車税の税率に関してはどのような変化がありましたか。

以上3点、質問いたします。

**税務課長** 軽自動車税の事務の流れについてですが、まず、住民の方が窓口に来られまして、窓口での申告の受付、その際にナンバーの発行をいたします。ナンバーにはもちろん費用もかかっていますし、その後、税金をかけます。それから税金が納められなかった場合、滞納整理として督促状の発送や催告の発送、また場合によっては臨戸徴収という流れになっております。

以上でございます。

**総務部長** 軽自動車税のことについてお尋ねだったと思うんですが、基本的には、いろんな議論があっただろうというふうには当然考えておりますし、総務省のほうでも種々、軽自動車税の一番高い部分と、それから自動車税の一番低い部分——同じぐらいの大きさですけれども——それで比べて大体4倍ぐらいの格差があるというふうなことも踏まえて検討されたというふうに関及しております。最終的には「地方税法」の改正に伴いまして、その金額を専決させていただいたわけですが、先ほど申されました自動車税のことにつきましては、一定、26年度の「地財計画」の中では、27年、28年度分としてグリーン化をさらに進めていくというふうなことになっておりまして、具体的な今後の金額というふうなことにつきましては、現在、承知はしておりません。

以上でございます……、失礼しました。平成24年度の徴収率がちょっと手元にございまして、それに基づいてご報告させていただきますが、軽自動車税の現年度分につきましては98.1、それから滞納分につきましては47.0というふうな徴収率になっております。

以上でございます。

**戸田議員** 徴収率の数字をお示しいただきました。理解しました。

自動車税については、取得・保有・走行の各段階において、今まで総合的な課税が行

われてきました。国、都道府県、市町村のそれぞれが役割分担に応じて道路行政を所管してきました。府は警察における交通安全行政、市町村においては救急や消防行政を担当しています。自動車取得税の廃止の方向性に私は大いに疑義があるのですが、自動車関連の行政サービスに要する費用が大きいことは明らかであり、道路の長寿命化、橋りょうの長寿命化など、これから財源が必要なことがたくさん出てまいります。また、地球温暖化というグローバルな課題にも、その対策はまずローカルな視点から考えなければ解決には至りません。その意味で、軽自動車税の増額については住民に負担を強いるものであっても、総合的に見て、私は適正であると考えてはいます。

しかしながら、ここで確認しておきたいことがあり、質問いたします。先ほど、専決処分のことがありました。それにも関連します。基礎自治体の裁量について、お尋ねしたいのです。

国が示すのは、あくまでも、言わば標準税率で、市町村の裁量によって、つまり議決によって税額を変えることができるのでしょうか。公共交通機関が整備されていない地方では、軽自動車は生活の足として重宝されています。ここでは1人に1台ないと生活しにくい。けれども、島本町のように面積規模が小さく、なおかつ公共交通に恵まれ、必ずしも自家用車を持たなくても生活できる地域とでは全く事情が異なると思いますので、市町村の裁量、議決によって税額を変えることができるのかどうか。そのあたりのところをご教示いただきたいと思います。

**総務部長** 軽自動車税につきましては、標準税率を使っております。今回、「地方税法」の標準税率、それを使っておるわけですが、実際には、これをさらに1.5倍まで、税率を上げることが可能となっております。

以上でございます。

**戸田議員** あくまでも標準税率であるということは理解しました。実際にもう1.5倍、課税されている地域もあると認識しています。

質問については、以上です。ありがとうございます。

**平井議長** 他に質疑ありませんか。

**伊集院議員** 他の質疑も出ておりますので省略しまして、まず最初に専決処分の部分ですね。一定、私もちょっとこれ、納得いかない。例えば27年、また28年、この辺の部分においては4月議会なり、専決ではなくて、別での仕方をするべきであろうというふうに私も思っておりました。ただね、先ほど答弁ありましたように第6条、附則、平成27年3月31日以前に初めて「道路運送車両法」、新車を買われる方、こういった方のいらっしゃる場合は、どうも、この税条例、軽自動車におきましては26年度中に購入される方と27年度に購入される方、ここにおいては追々の税率が変わってきますね、税支払い。この点があるのだろうというふうに納得はしているんですけど、例えば、それでは26年に購入される方も、この4月1日や2日、3日に、もし購入——消費税の影響があるん



で、4月末に購入しようかというふうな方々においては、逆に周知が遅くなるんじゃないかというような取り方をするんですね。

もうすでに専決処分でされているので、島本町民に対しては周知されているのかどうかを確認するのが1点と、26年5月で買われる方や、27年5月で買われる方の税制の流れ、この点、ちょっと数字で表していただけませんか。

それと、法人税の部分ですね。私もちょっと国税に、島本町としてはマイナス2.6%、減ってくるという部分において、国に持っていかれるという取り方をすると、ちょっと私も納得はいかないんですけども、ただ交付税算入されるという答弁をいただいております。この交付税算入というのは各自治体を通してくるのか。国税になるということは直接国民に返ってくるというふうな——他の施策なりでね、返ってくるんで、その点は一定理解するところなんですけど。国のほうの例えば官僚さんの流れですと、過去に「地財」ショックがあった経験において、各自治体、今、もしものことがあったらということで基金を結構増やしているという状況が、全国的にあるそうなんです。ですから、国から見たら、地方の基金が多いと、余裕あるのと違うかというような取り方をするという見方もなきにしもあらずということがありますので、本町としては耐震化工事とか、一定、これから基金が逆に足りないんじゃないかというぐらいになってますけど、こういった分析的に、国の税制改正の中に、我々地方財政として守っていかなければならないのは、やはり基金の見方をそう取られないのかどうか。一定、その辺は財政を取られる総務部長、新しくなられましたので、観点のご説明もいただきたいと思います。

**総務部長** まず、周知ということのお尋ねでございます。「地方税法」等の一部改正につきましては、3月31日に正式に公布されておりますから、その時点で専決すべきものは専決させていただいて、早いうちに周知をするという形で手続きをさせていただいておるところでございます。

それから、専決によるものの中で、いわゆる施行日が先のものが含まれているという部分でございますが、先ほど改正条例の附則第6条にも書いておりますように、相互に関連しておるというふうなことで、ご説明をさせていただきました。一例で申し上げますと、平成27年3月31日までに軽四輪車等——これは三輪以上の軽自動車でございますが、これを購入した場合は、最初の車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過するまでは、第77条の改正前の税率をずっと適用する形になります。一方で、平成27年4月1日以降に同様に購入した場合は、第77条の改正後の税率を適用することになりまして、今回、77条と附則の22条、これは28年4月1日施行になりますが、関連をしてくるものと考えております。

具体的な数字でご説明させていただきますと、現在の税率で7,200円のものが、改正後には1万800円というふうになりますから、その差が大体14年か13年ぐらい、ずっと続きますので、トータル、今の例で言いますと4万ぐらいの税負担が変わってくると

いうふうなことから、そういった部分で附則 22 条という部分では重課、さらに重く、税率が重くなるということが将来控えているということもあわせて周知をさせていただいたほうがよいという判断で、専決の中に入れております。

それから、交付税の関係でございますが、先ほど一例で出されておりましたが、基金が多いと、というふうな、基本的に地方交付税には普通交付税と特別交付税がございます。普通交付税につきましては、委員会でもたびたびご説明させていただいておりますように基準財政収入額と基準財政需要額の差を交付されるというふうなことになっておりました、基金が多いと、それがどこかで減らされるということとはございません。

以上でございます。

**伊集院議員** 交付税算入の計算式ですね、それは一定理解しているんです。ただ、国の官僚さん達の見方としては、地方が今、基金を全体的に、どの自治体も増やしていっているという流れは掴んでいらっしゃるの、この点の見方を勘違いされないように、基本的に我々の島本町も目的が定まっている部分もありますし、これはあくまでも今後に対しての、気をつけていただきたいということで、要望で止めておきます。

それと、先ほどありました軽自動車税ですね。この附則のことを鑑みますと、ほんとに今回は専決処分じゃないと、というのは一定理解するんです。先ほどの数字で言ってもらくと、もっとわかりやすく言うと、要は 27 年度までに購入した車両、新車を買われる方と、27 年度以降に買われる方と、そこで税率が変わってくるという部分もありますので、26 年度中に買ってもらったほうがいい、ということでもいいのか。先ほどの数字でもなかなか難しいみたいなんで、具体的に言うと、そういうことなのかという確認をさせていただきます。

そして、その確認を取らせてもらった以後、もし今後、一定車の調子が悪い、買い換えなければならないという人は 27 年度中に買われたほうがお得だというような宣伝も、広報の中には入れられるのか、その点の確認をさせていただきます。

**総務部長** 先ほど申し上げました 77 条と附則の 22 条との関係から申し上げますと、あと改正条例附則 6 条でございますが、そこから申し上げますと、やはり税率負担が少ないのは 26 年度中に買うほうが少ないというふうには思いますが、軽自動車そのものは最近の性能から、価格からも言いまして小型の自動車並みの価格がいたします。ですから、そういった資金手立てとかも総合的に、購入者の方に考えていただく必要があるかなと思います。

従いまして、広報にあたりましては、具体的な部分は載せるかどうかというのは、ちょっと、まだ検討はさせていただきたいとは思いますが、こっちのほうが得だとか損だとかいうふうな具体的なことは、差し控えさせていただきたいかなというふうに思っております。ただ、税負担として変わるという部分では、例を、条例の部分でも非常に複雑でございますので、例をあげさせていただくなり、若干、周知で住民にわかりやす

くさせていただきますというふうには考えております。

以上でございます。

**外村議員** 質問ではございませんけども、私、この件に関して……（「質問して」と呼ぶ者あり）……、2点、資料請求してるんですけども、これは河野議員が最初にお訊きになった第19条の法人税の減収分、2点目は77条に関する軽自動車税の増収分。それぞれ「資料なし」という回答もらってます。「なし」なら、なぜ出せないのか。作成できないから出せないのか、試算できないから出せない、ちゃんと理由を説明していただきたい……（「本会議でやることか」と呼ぶ者あり）……。しかし、2番目については、先ほど300万ぐらい増収になるとおっしゃった。これは当然、試算されているからでしょう。そしたら、それを出してくればいいのに、なぜ、そういう「資料なし」という回答になるのか、私は理解できません。今後、他のことでもありますが、ぜひ、ないなら「ない」理由をちゃんと書いて、「なし」として下さい。

以上です。何かありましたら、お聞きします。

**総務部長** 資料請求のことについてのお尋ねでございます。法人につきましては、やはり非常に推測ができないという実態がございます。それから軽自動車税につきましては、来年度の部分でやはり試算をすると、いわゆる予算との兼ね合いもございまして、一定増収にはなると思いますが、最終的には直近の、いわゆる課税客体を把握して予算を見積もるという形でございまして、先ほど300万ほどの増収が見込めるというふうな形に言いましたけども、それはあくまでも超概算でございまして、正しく計算してるわけではございません。

以上でございます。

**外村議員** だから、そういうことであれば、そういう事情だから出せないということ、ちゃんと回答の、「資料なし」の理由をつけて下さい。

以上です。

**平井議長** 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**平井議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第2号報告については、報告を承ったものといたします。

この際、暫時休憩いたします。

（午前11時08分～午前11時40分まで休憩）

**平井議長** それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第4、第37号議案 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**教育こども部長（登壇）** それでは、ただいま日程に供されました第37号議案 工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

(第 37 号議案 朗読)

提案理由につきましては、請負業者の確定に伴い、工事請負契約を締結したいためでございます。

続きまして、第 37 号議案資料をご覧ください。

工事概要は、名称が町立第二中学校耐震補強等工事で、場所は島本町東大寺四丁目地内・町立第二中学校でございます。

内容は、耐震補強工事、エレベーター・配膳室工事、外壁改修工事（耐震補強工事対象建物）、屋上防水改修工事——これにつきましても耐震補強工事対象建物でございます。その他、工事に付随する電気設備工事等でございます。

工期は、議会の議決の日から平成 26 年 12 月 15 日まででございます。

今回の契約につきましては、指名競争入札により事務を進めることとし、3 月 7 日に 9 社に対しまして指名通知を行いました。2 社から指名辞退の申し出がございました。その後、6 社から入札辞退届が提出され、入札参加業者が 1 社となり、入札不調という結果となりました。このことから、夏休み期間を中心として工事を進めるうえでの工事工程の問題や、東北地方を中心とした震災復興事業等で全国的にも公共工事が増加傾向にあり、建設業者の確保が困難な状況から、随意契約により事務を進めることとしたものでございます。

なお、随意契約での事務を進めるにあたりましては、入札参加の意思のありました株式会社掛谷工務店から提出のありました見積書を確認し、その金額が予定価格以内で、かつ最低制限価格と同額でありましたことから、仮契約を締結したものでございます。

それでは工事内容について、参考資料に沿って、ご説明申し上げます。

資料 1 ページの、議案参考資料図(1)をご覧ください。赤色で着色している箇所が、工事対象となる範囲でございます。

耐震補強工事につきましては、平成 22 年度に実施した耐震診断結果から、①-1・①-2 の棟が  $I_s$  値 0.34、⑫の棟が  $I_s$  値 0.55 と耐震性能が不足していることから、 $I_s$  値 0.75 を目標に補強工事を実施するもので、外壁改修工事と屋上防水につきましては、この耐震補強工事の仮設設備を利用し、あわせて実施するものでございます。またエレベーター及び給食用の配膳室の設置につきましては、平成 28 年度から実施予定の中学校給食実施に向けまして、耐震補強工事の仮設設備を利用し、あわせて実施するものでございます。

次に、2 ページの議案参考資料図(2)をご覧ください。西側及び北側立面図でございます。

赤色で着色している箇所が、町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線側から見た校舎に鉄骨ブレースを設置するもので、5 構面の設置を考えております。鉄骨ブレース工法は、現在の校舎の柱や梁に鉄筋のアンカーを施工し、これに鉄骨で組み立てたブレースを設置する

ものでございます。黄色の枠で囲った箇所につきましては外壁改修工事の範囲で、既存の塗装膜及び下地劣化部の除去とともに亀裂や欠損の補修を行った後に、外壁塗装を行います。また、屋上フェンス等の新設もあわせて実施いたします。

次に、3ページの議案参考資料図(3)をご覧ください。東側及び南側立面図でございます。

赤色で着色している箇所が、グラウンド側から見た校舎に鉄骨ブレースで8構面、設置するものでございます。黄色の枠で囲った箇所につきましては外壁改修工事の範囲で、外壁改修工事及び屋上フェンス等の改修につきましても、先ほどご説明したように、あわせて実施するものでございます。

次に、4ページの議案参考資料図(4)をご覧ください。1階の平面図でございます。

赤で着色している箇所が、耐震補強のための鉄骨ブレースの設置箇所でございます。また、緑の着色箇所がエレベーター及び配膳室でございますが、この箇所は現在、男女それぞれの更衣室となっておりますが、倉庫として使用しておりました箇所に女子更衣室を移設する予定でございます。エレベーターにつきましては、積載につきましては750kg、11人乗りを考えております。

次に、5ページの議案参考資料図(5)をご覧ください。2階平面図でございます。

赤色で着色している箇所が、耐震補強のための鉄骨ブレースの設置箇所でございます。また、緑色の着色箇所がエレベーター及び配膳室でございますが、この箇所は現在、印刷室となっておりますが、印刷室の一部を利用して設置するものでございます。

次に、6ページの議案参考資料図(6)をご覧ください。3階平面図でございます。

赤色で着色している箇所が、耐震補強のための鉄骨ブレースの設置箇所でございます。また、緑色の着色箇所がエレベーター及び配膳室でございますが、この箇所は現在、数学教室となっておりますが、その一部を利用して設置し、残りは印刷室と倉庫に利用する予定でございます。

次に、7ページの議案参考資料図(7)をご覧ください。4階平面図でございます。

4階には耐震補強のための鉄骨ブレースはございませんが、緑色の着色箇所がエレベーター及び配膳室で、この箇所は現在、英語教室として利用しておりますが、その一部を利用し、半分は今後も英語教室として引き続き使用する予定でございます。

次に、8ページの参考資料図(8)をご覧ください。屋上平面図でございます。

青色の枠で囲った箇所が、屋上防水を実施する部分でございます。塔屋部分には耐震補強のための鉄骨補強を行うとともに、屋上防水はアスファルトやウレタンによる防水工事を実施いたします。

次に、9ページの議案参考資料図(9)をご覧ください。仮設計画の参考図でございます。

工事にあたりましては、学校の授業や生徒のクラブ活動に極力影響の出ないよう計画しておりますが、工事実施に伴い、資材搬入やクレーンの設置等のために一定のスペー

スが必要となりますことから、グラウンドの一部が工事範囲となっております。この図面はあくまで参考図で、実際には工事請負業者が正式に決定した後、学校と協議をしながら詳細を検討のうえ、工事を進める予定でございます。

次に、10 ページをお開き下さい。工事工程でございます。

議会の議決をいただきましたら、直ちに本格的な工事の準備作業を進め、騒音や振動等が出る工事は夏休み期間を中心に実施し、12月15日までの工期で工事を進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、本工事に関連いたしまして、給排水関連設備や空調に関わる冷媒配管などの機械設備工事につきましては、別途指名競争入札を行い、契約する予定でございます。

以上、簡単ではございますが、第37号議案 工事請負契約の締結についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願いいたします。

**平井議長** これより、本案に対する質疑を行います。

**村上議員** それでは、第37号議案の工事請負契約の締結について、質問させていただきます。

過日の予算審議の際に、本工事について補助金等をすでに伺っておりますけれども、確認のために、今回出されております工事内容に対して、特定財源がそれぞれにどの程度入っているのか、わかれば教えていただきたいと思っております。

**教育こども部長** 今回の工事にあたりましては、国の学校施設環境改善交付金という国庫補助金がございます。これにつきましては、すでに本年2月28日に交付決定をいただいております。その金額は4,826万5千円でございます。過日の議会の予算審議の中で、この歳入部分については同額を計上させていただいているという状況でございます。また、これ以外に起債がございますけれども、その部分については、今後、金額が決まっていくということになります。

以上でございます。

**村上議員** 今、お答えいただいた金額については、一応、予算の段階で要望された金額ではないかと思うんですけども、実際、落札した金額に対しては、また今後、具体的な話になってくるかと思っております。そういったことにつきましては、今後の決算議会において質問させていただきたいと思っております。

次に、今回の耐震補強工事で構造耐震判定指標、 $I_s$  値が0.75を割っておるということでの補修工事であるわけですけども、今回、0.75を目標に設計を組まれたかと思っておりますけれども、議会の審査資料請求されている中で、①-2棟については $I_s$  値0.34で、補強後は0.76となる。それと⑫棟については現在0.55の部分が、補強後0.83となるということですが、積算の段階で、0.75でやられた場合と、結果はこういう、だいたい0.75より数値が高いんですけども、この差については工事費として何らかの影響があるものか

どうかを、ひとつ、お尋ねしたいと思います。

それと各鉄骨ブレースについて、現在 10 ヲ所の部分と、1 ヲ所、3 ヲ所の部分と、構造的に違う部分があるんですけども、それぞれの平米当たり単価は幾らぐらいになるのか、参考までにお聞かせ下さい。

**教育こども部長** 今回、目標としております Is 値は、先ほど議員がご紹介のあったとおり、国の基準では Is 値 0.7 という基準がございますが、本町は 0.75 を目標に今回進めてきております。ちょうど 0.75 という値になればいいんですけども、なかなか、その Is 値に合うような計算にはできないということで、今回、鉄骨ブレースを設置する中で、一つでも減らすと Is 値を下回ってしまうというような実情もあって、現実的には、計算上ですけども、こういう 0.75 を超える形になったということでございます。

もう一つ、鉄骨ブレースの平米当たりの単価ということなんですが、平米当たりの単価というのは特にはないんですけども、設計ベースでの単価で申し上げますと、1 構面当たり約 250 万円程度かかる。これは税金は抜いたような形ですけども、大まかな数字としてご理解いただきたいと思いますが、250 万円ということで、設計ベースでは考えております。

以上でございます。

**村上議員** 今、平米単価ということでお訊きたんですが、なかなか難しいようですので、逆にトン当たり単価に換算したら、幾らぐらいになりますか。

**教育こども部長** これも建設物価による単価からいたしますと、1 t 当たり約 8 万円になります。

以上でございます。

**平井議長** この際、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 59 分～午後 1 時 00 分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

**田中議員** 質問させていただきます。いただいた資料から見たんですが、1 月 15 日に行われました指名業者審査委員会の要点録を見ますと、今回の第二中学耐震補強等工事の予定価格は約 1 億 8 千万となっております。また、4 月 4 日に起案された「起案の趣旨」の資料では、予定額が 1 億 9,024 万 2 千円、また最低制限価格、これは今回の契約金額であります、1 億 2,433 万 1,760 円となっております。上記 3 点、つまり 1. 予定価格、2. 予算額、3. 最低制限価格は、どのように積算されたのか。簡単明瞭にお答え下さい。

**都市創造部長** それでは、今回の第二中学の耐震補強等工事に伴います予定価格の設定等についてのお尋ねでございます。

予定価格につきましては、本町におきまして標準的な歩掛、それから実勢価格、それ

から見積もり、それから人件費等に基づきまして設計書を作成し、予定価格を設定させていただいております。また最低制限価格につきましては、国の基準を参考に最低制限価格を設定させていただきまして、公表し、事務を進めておるといふことでございます。

もう1点、指名審査委員会の折りでの予定価格の件でございますが、概算工事費といふことでのお示しさせていただいておりますことから、今回、積算に基づきました予定価格とは差異は出ているという状況でございます。

以上でございます。

**田中議員** それで、結局、契約金額が1億2,433万1,760円に決まったわけですけども、予定価格が1億8千万、つまり、その比率を見ますと、その差が約30%あるんですよ。通常、この30%の開きがあるというのは妥当な開きでしょうか。

**都市創造部長** 先ほども予定価格の算出につきましてはご説明させていただいたところではございますが、今回、予定価格といふことで公表させていただいている金額につきましては1億3,548万3千円といふことで、これは税抜きでございます。それと最低制限価格につきましては1億1,512万2千円といふことで公表させていただいております。前に田中議員からご質問がありました1億8千万というのは、先ほどもご答弁申し上げました概算金額といふことで、当時、お示しをさせていただいている金額でございますので、正式には先ほどご報告させていただきました予定価格、それから最低制限価格の額が、今回の工事に伴います設計に基づきまして算出した額といふことでございます。

以上でございます。

**田中議員** 今回、随意契約といふことで、最低制限価格で落札されたといふことは非常にありがたいと思うんですけども、この予定価格の1億8千万に対して、約6,500万ぐらいの差があるわけですよ。これはもちろん、設計図書があるわけですから、それを厳格に守ったうえでの最低制限価格での落札といふことなんだろうけれども、これは掛谷工務店における企業努力、つまり人件費の圧縮等で行われたものなんだろう。そのあたりの見解をお聞かせ下さい。

**都市創造部長** 今回、掛谷工務店のほうから見積もりを徴収させていただいて、その額が最低制限価格と同額であったといふことでございます。ただ、この額につきましては、あくまでも掛谷工務店が見積もった額といふことではございますけども、一定、今回の第二中学の耐震補強等工事につきましては、額といたしましては1億2,433万1,760円で工事ができるといふことで業者が見積もったものでございまして、今、ご指摘のありました企業努力というよりは、一定会社として、この額で工事は見込めるといふことでお示しをさせていただいている額といふふうに考えてございます。

以上でございます。

**岡田議員** 質問させていただきます。

私、個人的には株式会社掛谷工務店さんの会社自体は、茨木のほうでしっかりとお聞



きてまいりました。一番大きい会社で、しっかりした会社であるということを知りましたので、この件に関しましては安心しております。今回、なぜ島本町のほうに、初めてなんですが、入札をされることになったのかなということで調べさせていただきましたら、やはり今、茨木市さんのほうは全学校、耐震工事が100%ということで、全部の学校がすべて、もうできている状況なんですね。そのことをお聞きいたしまして、ほんとに島本町は遅れているなということ、すごく、これはもう反省しなければならない、このように思った次第でございます。

ちょっと質問に入りますが、この島本町での耐震化率、現在の耐震化率、そして二中の耐震補強工事をされた後の率はどれぐらいになりますか。国のほうでは、もう今年度は96%と、すごく高い数字が出ております。島本町は、これに追いつくことができますか。しっかりと、この点を踏まえて、ご答弁をお願いいたします。

2点目です。私たち公明党は今まで、この耐震化のときに非構造部材のことを一生懸命訴えてまいりましたが、今回の耐震工事の中には非構造部材の工事が全く入っておりません。どういうことなんでしょうか。その点を、2点目にお聞かせ下さい。

それと、今回、この契約の内容でございますが、まず見積書の中に掲げていると思うんですが、耐震補強工事、エレベーター、外壁、屋上、電気工事等がありますが、一つひとつ、見積書の中には金額が書いてあると思いますが、この金額をお示し下さい。

以上です。

**教育こども部長** まず、1点目の島本町の学校施設の耐震化率の状況でございます。現状では48%でございます。この第二中学校の耐震化工事を済ませますと、56%ということになります。今後の計画につきましては、今年度、小学校の耐震工事のための設計を進めておまして、来年度には小学校をやる予定でございますので。ただ、ちょっと第一中学校の部分がまだ明確にご答弁できる状況にはございませんが、小学校4校を来年度実施できたとすれば、相当、パーセンテージ的には上がってまいる。ただ、議員ご指摘のように、全国から比べましても、近隣自治体から比べましても、非常に低い状況であるということは重々認識をしておるところでございます。

それと、2点目の非構造部材の関係でございます。確かに、耐震工事にあわせて非構造部材の耐震化も実施をできれば非常にいいんですが、今、議員からご指摘ございましたように校舎そのもの、本体部分の耐震化工事がまだ完了していない段階で、なかなか教室の天井等にまでは、実施をするまでには財源的な部分も非常にしんどいということがございます。

国のほうから昨年の8月に通知がございまして、平成27年度までの対策の完了を目指す対象範囲ということで、非構造部材の部分については高さが6mを超える天井、そして水平投影面積が200平米を超える天井、これを平成27年度までに耐震化ができるように取り組みを進めなさい、という通知がございました。現在、これに該当する部分につ

きましては体育館がその対象になりますけども、本町の場合、各小・中学校すべての体育館については吊り天井ではありませんので、その辺、すべて非構造部材の部分についてはクリアしているということでございますので、国からの通知のありました平成 27 年度までの、今、申しあげました高さが 6 m を超える天井でありますとか、水平投影面積が 200 平米という部分の天井については、すべてクリアできているということでございます。

ただ、教室の非構造部材の部分については、これまでも目視等で点検をしながら、教室内にありますロッカーでありますとか書架等につきましては金具で固定するなど、対策は講じてきておりますけども、天井につきましては国からの通知でも、目標年度は示されていないものの、早急に防止対策を講じていく必要があるということは言われておりますので、本体部分の耐震化が済んだら速やかに、そちらのほうにも取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**岡田議員** 非構造部材というのはね、天井だけが非構造部材ではございませんので、ガラス窓、また照明器具、いろんなものが非構造部材の中に入れておきまして、文科省は 2015 年度中に完了を目指すというようなことを言われておりますので、天井だけというわけではございませんので、ちょっと認識を再度深めていただきたいかないというふうに思っております。答弁をお願いいたします。

それと、今回、これは教育委員会と都市創造部とが、二つの部局でご答弁されておられると思うんですけれどもね。これは教育委員会と都市創造部の責任分担というのは、どういうふうに理解すればよろしいでしょうか。その辺もお示し下さい。

それと、屋上の防水改修工事のことについても、お訊きいたします。この赤い枠の内だけを防水工事をされるということをお聞きいたしておりますが、⑤棟・⑥棟という棟は、これは後から建った棟だと思うんです。ですから、ちょっと調べましたら、大体 56 年の 6 月に建築確認している棟だと思うんですけれども、でも、これもね、やはり 30 年は経過していると思うんです。そうしますと、一般的に考えて防水工事は必要ではないでしょうかと思うんですけれども、なぜ、ここの部分だけを防水工事をしながら、この⑤棟・⑥棟のほうも同じように防水工事をされるという計画が取れなかったのでしょうか。その辺もお聞かせいただきたいと思っております。

すいません、先ほど質問したものの中から一つ、私、抜けてると思うんですよね。それも答弁を、よろしく願いたします。

**教育こども部長** 失礼しました。先ほど一つ、答弁が抜けてた部分から申し上げます。

今回の工事の中には、エレベーターであったり耐震補強工事であったり、外壁、それから屋上防水、それに伴う電気設備工事という、大きく分かれておるんですけども、その内訳については、業者さんからの見積もりについては、業者さんの見積もりですので、

表にはなかなか出せないんですけども、本町として設計書の中で積算をしております金額を申し上げますと、耐震補強工事では約3,250万円、そしてエレベーター・配膳室工事で2,650万円、そして外壁工事で3,100万円、屋上防水工事で1,500万、これらに伴う電気設備工事等で1千万ということで、税抜きの金額ですが、合計で約1億1,500万円という設計をしておるところでございます。

それから、非構造部材の工事の認識ということでございます。当然、本来の耐震工事にあわせてすべて完了していくというのが基本であるというふうに思っております。ただ、先ほど申し上げましたのは、国から平成25年の8月に「公立及び国立学校施設における天井等落下防止対策の一層の推進について」という通知がありまして、その中で、特に先ほど申し上げました体育館等の——本町でも避難所としては体育館がなっておるわけですから、その部分は特に平成27年度までの対策を講じなさい、という強い国からの指示があるということが1点と、あと教室につきましても、当然、そういった対策は必要になってくるんですけども、やはり本体部分を優先して、すべての学校をまず終えたい。そのうえで内部の非構造部材についても実施をしていくという順番で、優先順位をつけてやっていきたいというのが内容でございまして、本来ですと、あわせてやりたいというのが担当としては思っておるところでございます。

それからあと、防水工事でございますけども、確かに、今回やるのは耐震補強の必要な棟だけの防水でございますが、あと二つの棟がありますが、昭和58年と昭和59年、それぞれに建設された棟でございまして、これまでこの部分については防水工事はやっておりませんので、当然、これもあわせてやりたいところではありますけども、やはり弱い部分を優先して耐震補強をする。この第二中学校が最後ということであれば、そういったことも可能なのかもわかりませんが、まず、学校施設については第二中学校が一番最初に手がける耐震工事でもあるということで、今後、他の学校でどのような耐震補強をしていくかということも、今、設計を進めている段階ではありますけども、財源のこともございますし、まずは補強が必要な部分のみを実施をしていくということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それからあと、都市創造部と教育こども部との責任分担でございます。当然、学校施設を所管しておりますのは教育委員会でございますので、学校との調整でありましたり保護者への対応等々につきましては、当然、教育委員会、教育こども部のほうで対応をしていくこととなりますし、予算につきましても教育委員会費の中で予算計上もさせていただいております。ただ、技術的な知識等につきましては、教育委員会ではなかなか対応しきれない部分がありますので、この部分につきましては都市創造部と協力しながらやっていくということで、庁内的な話し合いの中でやらせていただいております。

従いまして、今回の工事につきましては、業者の選定、それから入札、契約、そして今後の工事の施工につきましては都市創造部のほうで責任を持っていただくという形

で、今、事務を進めておるところでございます。

以上でございます。

**岡田議員** 部長の答弁、わかりました。そうしますとね、本当はこれ、屋上のほうの防水をしていただきたいんですが、財政の面とか色々あるということでございますが、これは⑤棟・⑥棟のほうというのは、今現在のところは雨漏り等はしてないんですかね。してたら、やはり早急にするほうがいいんじゃないかと思いますが、その点、お聞かせ下さい。

それと、今回の工事にあたりまして、図面のほうは共同設計さんがされておりますが、この工事に関する監理責任者というんですか、監督責任者というんですか、それというのはどのようにお考えをされていらっしゃるでしょうか。また、もしも入札ということになるかと思いますが、今後の予定ではどのようなお考えをされているのでしょうか。お聞かせ下さい。

それと、最後になりますが、町長にお伺いしたいと思います。今、お聞きになっていらっしゃるのとおり、また町長自身もよくご存じかと思うんですけども、島本町はほんとに耐震が相当遅れていると思っております。来年、四つの小学校を計画されているということを議会のほうでもお聞きいたしておりますが、ほんとにこれ、計画どおり、来年、四つの小学校をきちんとされるという計画に関しては間違いないでしょうか。あと保育所とか幼稚園とか、まだまだ残っている部分もありますが、今後、島本町での耐震診断に関しまして、町長の決意、ご見解をお願いいたします。

**教育こども部長** まず、現在の第二中学校の⑤棟・⑥棟の部分でございますけれども、雨漏り等は現状では確認はされておられませんので、現状では大丈夫な状況でございます。

それから、町長のほうにもご質問ございましたけれども、小学校の4校については、今、設計を進めている段階ですので、その辺、設計を進めていくうえで、いろんなまた支障があるかと思えます。ただ、目標は27年度完了させるという目標で進めておりますので、その辺はちょっと状況を見ながら、いろんな支障が出てこようかとは思いますが、27年度の完了を目指したいというふうに考えております。

また、他の幼稚園でありましたり保育所も、教育こども部の所管になってございます。今年度、耐震診断が終わっておりません第二保育所と第二幼稚園については耐震診断を実施すべく、今、事務を進めておりますので、それも結果が出次第、どうしていくのかということは早急に詰めて、すべての施設が耐震化できるように今後進めてまいりたいというふうに考えております。

私のほうからは、以上でございます。

**都市創造部長** それでは、本工事の工事監理についてのお尋ねでございます。今回の工事につきましましては、耐震診断、それから耐震補強設計に携わりました共同設計株式会社と随意契約を締結する予定ということで考えてございます。今回の補強にあたりまして、

十分にその効果を発揮するためにも、やはり耐震診断を行い、なおかつ耐震設計を行った業者に現場監理に携わっていただきまして、適切に施工監理を行うということが非常に重要になってくるという観点から、共同設計株式会社と随意契約を締結する予定ということで考えております。

以上でございます。

**川口町長** 小学校4校については、来年度耐震補強工事を実施する予定にしておりまして、先ほどご質問いただきましたように、教育委員会と都市創造部が連携して人的体制を整えて、平成27年度に実施するように最大限の努力をしてみたいと思っております。

以上でございます。

**平井議長** 他に質疑ありませんか。

**外村議員** 3点ほど質問します。

1点目、この掛谷工務店の私、会社概要を知りたいということで資料請求したんですけども、会社概要というものはついてない、履歴書みたいのものが付いているんですけども、そこでお伺いします。まず、この会社の従業員数、役員はこの建郎さん1人なのか、役員の数、名前、年商はどれくらいの会社なのか。あと、わかれば財務内容、メインバンクについて知りたい。それが1点。

2点目は、今回の工事、1億2千万という高額にも関わらず、前金が4,900万つけてありまして、工事保証人はなしと。普通、こういう工事になると、この会社が倒産した場合、引き続いて同じような施工ができる能力のある会社を保証人につけて、引き続き遂行してもらうということにするケースが多いんですけども、この会社がようわかりませんが、前金はもらったわ、工事はまだほとんど終わってないのに倒産したということが起こったときはどうされるおつもりか。なぜ、工事保証人をつけられなかったのか、そういう議論はされなかったのか。それ、ぜひ教えていただきたい。

3点目は、先ほどちょっと教育こども部長の説明で、今回の工事に入っていないものもまだあるという話でしたけど、もう一度、何と何が入ってなくて、どういう予定なのか、知りたい。

もう1点は、今、都市創造部長が答弁された、共同設計に随意契約でお願いするつもりだというのは工事監理のことだと思っておりますけども、どのくらいの金額になるのか。

その4点、お願いします。

**教育こども部長** まず、会社の概要ということでございますが、細かく年商が幾らというところ辺りまでは特に調べておりませんので、把握はできておらないんですが、ホームページなんかで確認をさせていただくと、職員、技術職員については——これは平成24年の6月13日現在でございますけども、42名、それから営業事務職員が19名で、合計61名の職員体制がある。うち、1級建築士は16名いらっしゃるというふうに把握をいたしております。

あと契約保証人の件ですけども、今回の契約にあたりましては、履行保証契約という保険に入っただけですので、その保険証書の提出をもって替えるということになっておりますので、保証金がないということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

私のほうからは、以上でございます。

**都市創造部長** 工事に伴う工事監理の委託の件についてでございます。今回、970万円程度ということで予算を組ませていただいておりますので、その範囲で随意契約を締結する予定でございます。

以上でございます。

(外村議員・自席から「答弁漏れ」と発言)

**教育子ども部長** すみません。あと、この会社の概要を先ほどホームページで確認したような内容をご説明をさせていただきましたけれども、役員として取締役ということで、証明書というのがあるんですけども、そこには取締役ということで掛谷建郎氏のみの記載しかないということでございますので、これ以外の役員が現状では把握ができてないということでございますので、よろしく申し上げます。また、メインバンクについても把握はいたしておりません。

以上でございます。

**都市創造部長** 今回の耐震補強等工事の他に、先ほども教育子ども部長のほうから、提案説明の中でも一定ご説明をさせていただいたところでございます。給排水関連設備や空調に関わる冷媒配管などの機械設備工事ということで、これは別途契約を予定してございます。額につきましては、約1千万円程度を見込んでございます。

以上でございます。

**外村議員** 先ほどのご答弁で、履行保証契約を結んでいただいておりますということですけども、具体的にその履行保証契約でどういう効果をカバーできているんでしょうか。それが1点。

それと、本来、こういう工事、大きな工事を発注する、指名するのに、会社概要も入手しないで、持ってこいと言ったら持ってくると思うんですよ。ホームページで調べなきゃならんというのが、私は理解できない。これは基本的なことが抜けているんじゃないかと思っておりますけど、いかがでしょうか。再度、答弁願います。

**都市創造部長** 工事保証人に関する件での再度のお尋ねでございますが、今回、履行保証保険契約ということで適用させていただいて、内容といたしましては、再度、工事が中止になって改めて発注等が必要になる場合の事務的経費ということで、その経費について保障をいただくという内容になってございます。別途、また役務をとということで求める契約もございますが、今回の契約につきましては、先ほどご答弁させていただいております。

以上でございます。

**教育こども部長** 会社概要につきましては、一定、こういう指名競争入札に参加するための参加資格審査書、指名願いですね、これは提出をされておりますので、そういった書類についてはすべてでございますので、そこで会社の代表であったりというのは確認できます。それとあと経営規模等の評価結果通知書、これは国土交通省のほうで出されている書類、そういった書類もありまして、自己資本金額、そういったものは把握できるような書類がございますので、確認をしております。

あと、今回、重要になってきますのが、やっぱり学校施設ということで、学校施設の耐震補強、そういった工事の履歴、経験があるかというところ辺を今回は重視をしております。そういったことで今回の会社、掛谷工務店につきましては、茨木市内の小・中学校の耐震補強の他、学校に関わる増築工事とか、学校に関わる工事を相当やられているということを確認をしておりますので、こういったことも含めて、最終的に見積もりを出された金額も含めて随意契約をしたということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

**外村議員** ご答弁、ありがとうございます。

ただ1点、先ほどの履行保証契約ですね。これは再度、その会社が倒産したら入札するための事務的経費を保障するものであってということでありましたので、ほんとに工事会社というのは結構倒産しますから、前金を払ってしまったわ、工事が10%も終わってないのに倒産したとなったときに、これじゃどうしようもない。だから、私が言っているように工事保証人というのをなぜつけられなかったのか、そういう議論されなかったのかというのが大変疑問なんですけども、改めて、そのことについて、しなかったということは経緯がなかったのかということと、今後、それはそのとおりでと思うなら、今後そうしますという、何か答弁をお願いします。

**都市創造部長** 履行保証契約の件でのお尋ねでございますが、島本町の工事請負契約につきましては、契約の保障ということで、一つは契約保証金の納付ということを前提に求めておるところでございます。ただ議員ご指摘のとおり、やはり工事の内容等々精査する中で、また指名競争入札ということでございますので、業者を選定するにつきましては、十分にその業者の実績とか、そういうのも入札の指名する段階で、一定調査をさせていただいておるところでございますし、倒産の恐れという部分につきましては、必ずしも倒産しないかと、100%担保できるものではございませんけれども、一定契約の保障につきましては、現在は契約保証金の納付ということで事務を進めておる状況でございます。

以上でございます。

**戸田議員** 入札の不調については、全国的に起こっていることだと認識しています。しかしながら、そもそも13年度の補正予算を編成するときに、14年度の当初予算と合わせ

た15ヵ月予算として切れ目のない対策を打ち出し、その柱に公共事業を据えたこと、消費税の増税、これに影響しているところが大きいのではないかなと思っています。

予定価格の作成にあたり、その積算に妥当性があったかどうかの一つの鍵になると思います。応札者の見積もりと発注者の標準積算との乖離を防ぐため、実勢——今の社会情勢を反映した価格に応じた予定価格を設定する必要があったと思います。もし、予定価格が当初概算されてた、指名業者審査委員会でお示しになっていた1億8千万円により近い金額になっていれば、入札が成立していたのではないのでしょうか。これについて、教育委員会の見解を問うておきたい。また入札の辞退について、その理由を把握すること、ということはできないのですか。

この2点、お尋ねいたします。

**教育こども部長** 予定価格の妥当性というご質問だったと思いますが、予定価格が指名審査委員会でも——概算ですけども、お示しした金額、そちらのほうが入札参加者があったのではないかというご質問だったと思うんですけども、逆に、最低制限価格がそれで若干下がるからという意味合いなのかなとは思いますが、金額面から言えば、今回、最終的にお示ししてる予定価格のほうが上ですので、業者さんからすれば、その範囲内での競争ですので、最低制限価格を下げれば、もっと参加者があったというふうなご質問だったのかなと思うんですが、それは当然安いほうが入札参加者は参加しやすいのか。その辺はちょっと、私のほうではわからないんですけども、最低制限価格が高いほうが、業者さんにとっては最低に入れても自分の会社の利益になるということでございますので。ちょっと質問の意味がわからなかったのですが、私としては、そういうふうに思います。

（「1億8千万なら」「ちょっと休憩を」「反問権」他、議場内私語多し）

**都市創造部長** 申しわけございません。今回の入札辞退の理由ということでございますが、特に辞退理由を記載するような形にはなっておりません。だから、明言ということではできませんけども、昨今の公共事業の状況を見ますと、やはり職人不足とか技術者の不足、そういうことがございますので、そういうことが要因になっているのではないかということで、推測なり聞き及んでおる状況でございます。

以上でございます。

**戸田議員** 質問の仕方が、うまく伝わらなかったかなと思うんですけどもね。人材不足というか職人不足というのは、つまり、東北地方で行われている公共事業、復興事業の人件費が高騰していて、そちらに人が流れている。つまり、ある程度……（「質問して」と呼ぶ者あり）……、また資材が高騰している。つまり、業者としては、この金額では到底不安があって受けられないということで辞退をされている。そういうふうなのが今、社会情勢になっていますので、島本町が示した金額が低すぎれば受けられない、従って入札が不調になった、そういうストーリーが当然あるかと思い、島本町の示した価格が



もう少し業者にとってより都合がよい金額ならば、入札が成立したのではないですかという、そういう質問の意図でした……（「契約金額が安すぎると」「見積りの金額が安すぎるとのことか」と呼ぶ者あり）……。

二つ目の、そのことに関しては見積もり、ちょっと質問を変えます。こちらが提示する金額の積算根拠を先ほど他の議員が訪ねられました。島本町がお示しいただく資料は、大抵、金額の積算になる内訳が黒塗りになってます。これを改めないと、予定価格や入札価格の妥当性が客観的に判断できないのではないかと私は思っています。他の自治体においては、こういった金額はオープンにされているところもあると聞き及んでいます。島本町はまず、ここを改めるべきではないですか。これも質問にしたいと思えます。

さらに、次にお尋ねしたいことは、発注者と設計者と施工業者——工事を請け負う業者、この三者の情報共有が非常に必要で、連携が取れてないといけない。先ほど、工事監理者に共同設計株式会社を随意契約でお願いして、その金額が1千万とおっしゃっていたかと思うんですけども、これに間違いがなければ、実施設計を行った共同設計さんと、あと今回契約が成立すれば工事を下さる掛谷工務店さん、そして発注者である島本町の三者が同時に顔を合わせて、工事をされる方からの質問に回答したり、教育委員会側の希望を伝えたり、常に情報を共有できる環境というのは整うのですか。これを問うておきたいと思えます……（「監理経費、まだ出てない」と呼ぶ者あり）……、ご答弁にありました。

**平井議長** この際、暫時休憩いたします。

（午後1時47分～午後1時49分まで休憩）

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**都市創造部長** 予定価格の設定についてのお尋ねでございますが、先ほども、今回、予定価格の算定にあたりましては公共的な歩掛、それから実勢価格、見積もり、それから労務単価等を採用しながら、標準的な設計の内容になってございますけども、それに基づきまして予定価格は設定をさせていただいておるということでございますので、一定、公表されている額もございますので、必ずしも、その額が低いとか高いとか、そういう意味合いのものではないというふうに認識しております。

それと、今回、随意契約を締結するにあたりましては、茨木市で実績のある掛谷工務店ということで契約を締結する予定でございますが、その業者の見積もりにおきましても、今回、最低制限価格と同額であったということではございますけども、一定実績のある業者が見積もった額におきましても、最低制限価格内と同額ということで工事が見込めると判断をいただいているということでもありますので、今回の予定価格の設定につきましては、一定妥当なものであるというふうに認識をしております。

以上でございます。

**教育こども部長** あと、施工監理に関わりましてですけども、先ほど都市創造部長のほう

からご答弁がありましたように、耐震診断をした業者さんとの随意契約ということでございますので、これまで耐震診断は教育委員会のほうで業者さんとも調整しながら進めてきた部分もございますので、そういった部分では、これまでの調整が施工監理のほうにも活きるということで、連携できる体制は十分あるというふうに考えております。

以上でございます。

**戸田議員** 先ほど私の発言の中で、ご答弁で随意契約が1千万とおっしゃったと述べましたが、それは私の勘違いというか、聞き間違いでした。いずれにしても、工事監理者が共同設計株式会社さんであるということ。私たちでも家を建てる際には、施主である者と設計者と工務店との連携、図面を元に何度もすり合わせる。こういったことが不可欠であります。公共工事にも、これはさらにもっと言えることで、この三者の連携、常に取っていただきたいなと思っています。契約の公平・公正とともに——これはもちろん大事ですけども、工事が適切に、効果的に、安全に行われることが、また同時にとても大事なことです。やはり図面に頼るのではなくて、連携していただく、これが大事だと思います。

先ほど金額の内訳に関して、見積もり金額がいつも黒塗りで出てくる。これに関しては、今回のことに限りません。予定価格や入札価格の妥当性はもちろんのことながら、様々なことの中身を客観的に判断するためには、見積もり額は伏せてはいけなないと考えています。ここを島本町は改める必要があると思うのですが、これは町長もしくは副町長に、今、なぜ見積書等、こういった種類の細かな情報を情報公開されないのか。その点、ご見解をお尋ねしたいと思います。

**乾副町長** 見積書の内訳ですね、内訳が黒塗りになっている、公開すべきではないかというご質問だろうと思います。この見積もりの明細につきまして、各企業さんの秘密に関する部分があるのか、自由競争の中でそういうことを明らかにすることによって事業上の支障があるのかどうか。その辺がポイントになると思うんですが、その点につきましては今後検討してみたい、かように考えております。

以上でございます。

**関議員** 安全対策について、1点だけお伺いいたします。

本件の工事請負契約に関しては学校施設であり、事故は絶対にあってはならない工事ですけども、隣には町立幼稚園があつて、中学生だけでなく園児や、その保護者に対しても特段の安全に対する配慮が必要だと思います。例えば、通学時間帯に工事車両の搬入をしないなどあると思うんですが、具体的な安全対策については、どのような指導監督をしていく予定ですか。お聞かせ願います。

**都市整備課長** 安全対策についてのお尋ねでございます。今、ご指摘がありましたように、生徒さんの安全確保につきましては、当然、必要であるというふうに認識いたしております。工事する際には、作業ヤード等、フェンス・バリケードによりまして、一定作業ヤ-

ドを囲むということで予定しておりまして、また通学時間帯等も配慮いたしまして、通学が終えるまでは一定、工事車両については搬入しないということで指導を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**関 議員** あと、すいません、念押しなんですけども、博乃会の保育園であったような、工事期間が延びて年を越すというふうなことがありましたけども、本件の工事に関しては、年内に完了するというところでよろしいですか。

**都市整備課長** 再度のお尋ねでございます。当然、工期についてはお示しさせていただいております、その工期完了に向け速やかに、円滑に進めるよう、工事のほうは進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**川嶋議員** 何点か、質問させていただきます。

これはもう全国的ですけれども、現在、東日本大震災の復興の加速や、また東京オリンピックを目指しての東京での建設に伴いまして、今、建設会社も人手不足ということで、これは全国的に言われております。先ほどもご答弁の中にもございましたけれども、今回の耐震化工事におきまして、このように納期が決まっている状況の中で、このような人手不足と言われている中で、ないとは思っているんですけれども、もしも手抜き工事とか、納期までに必ずしなければならないというところがありますので、そういう点におけるチェックというのは、きちんとできるような体制はあるのか、お聞かせ下さい。

それと、先ほど岡田議員からもありましたように、屋上防水とともに外壁の改修工事ですけれども、これも耐震補強工事の対象建物ということになっております。外壁ですけれども、外から見させていただいても、かなり黒く汚れてきている状況でありますし、耐震補強工事を終えたあと、かなり差が出るんじゃないかと、外観的に。だから、そういう意味で、屋上防水とともに、本当ならば、この外壁改修も全体的にやれることが一番よかつたんじゃないかと思っているんですけれども、先ほど財政的な部分とか様々あり、補強を優先するというご答弁でありました。これに関しましても、今後、外観的にもほんとに差が出ます。これから学校給食の実施に伴いまして給食棟もということになっておりますと、かなりまた、その点でも見栄えが変わってくるんじゃないかと思っているんですけれども。その点についても、外壁に関しましても、今後はどのようにお考えになっているのか、お示しいただきます。

それと、先ほど関議員のほうから質問がございました安全なんですけれども、子ども達の登校時間帯は避けるというふうに、工事車両が入れないように配慮するとおっしゃってございましたけれども、第二幼稚園に関しましては、その後、まだ通園時間になっております。またあと、お迎えの時間もございます。そういう中で両方を考えたときに、

その点のバランスと言うんですかね、警備とか、そういうところは徹底はされていかれることはできるんですか、お示し下さい。

**教育こども部長** 私のほうから外壁工事の件について、ご答弁を申し上げたいと思います。

先ほどの屋上防水同様に、外壁、非常に汚れているというか黒くなっている部分がございますし、以前、子ども議会をやったときにも、子どもさんからもそういうご指摘がございました。そういったことも踏まえ、すべての外壁を同じようにしたいという気持ちはありますけども、先ほどご答弁申し上げましたように、最優先して耐震性能の低い建物を耐震化してからということで、その点についても防水工事とあわせて、今後、すべての耐震補強工事が完了した後に実施をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

**都市創造部長** 工事監理についてのお尋ねでございます。今回の工事につきましては、工事監理業者ということで共同設計株式会社と今後随意契約をして、適切な施工監理に向けて事務を進めてまいります。工事の検査、それから監督等々で、やはりその段階、段階で、いろいろと試験等も必要になってきます。一定、各工事の段階でチェックをしながら、今、ご指摘のありました手抜き工事等につきましては十分チェックをしていく必要があるというふうに認識しておりますし、工事が適切に行われないと、当初、補強効果ということで見込んでおいた効果も発揮できないことも予想されますので、今、ご指摘のあった点につきましては十分にチェックをして、万全な監理体制で、工事監理につきましては取り組んでまいりたいなというふうに考えております。

また、工事中の安全対策ということでございます。第二幼稚園の件も議員のほうからご指摘もありましたので、その点につきましても十分配慮し、安全対策につきましても万全を期していきたいなと。ただ、今回、ご可決いただきましたら、業者のほうから今後施工計画を立てますので、その中でも、その点については十分チェックをしながら、安全対策については努めてまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

**川嶋議員** ありがとうございます。先ほどの、納期が決まっている以上、やはりしっかりとした工事、特に耐震化工事ですので、その点、しっかりチェックをしていただけるように、これは要望をさせていただいておきます。

それと、あと外壁改修とか、こういうところに関しましても、しっかりとすべて、今後やはり子どもの使う施設、そしてまた学校は避難所となる場所でもありますし、そういう点でも、校舎としても、子ども達が気持ちよく過ごせる校舎としても、バランスよくしていただきたいと思いますので、その点にもしっかりと、これも続けて手を打っていただきたいと思います。

また、具体的な安全対策に関しましてですけれども、この安全対策に関しましては、

どこが担当というか、管理をされて、どこが、これは警備の方は雇われたりはするんでしょうか。どこが、これはされるんでしょうか。

**都市整備課長** 安全対策についてのお尋ねでございます。安全対策につきましては、今、ご指摘の内容につきましては工事の中で含まれておりまして、交通整理員を配置しながら、安全確保を図りながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**河野議員** もう、ほとんど出尽くしております。ただ、議案資料に関わって再確認をしておきたいと思っております。

議案書に添付されている主なものは図面が大半を占めていますが、先ほどの1千万の機械工事等の随意契約の議論にあったように、この図面の最終ページ、議案参考資料(10)にはね、機械設備工事というのが含まれているんですよ。でも、これは提案の中身を事前のヒアリングなどを通して確認したところは、この第37号議案には含まれていない仕事であるというふうに思いますが、間違いはありませんか。

それから、他の会派の方の議案審査資料で、人びとの新しい歩みの請求された(3)、指名業者審査委員会の要点録では、先ほど言われたような、予定価格については約1億8千万円になるという記述があります。これは、今年の1月15日の指名業者審査委員会です。その後、今回の議案提案に至るまでの間に、今、申し上げた機械工事、機械設備工事、工事監理業務というものを分割発注という手立てを取られたのか。それはもともと、この1億8千万円には含まれていなかったのか、その後分離分割発注にされたのか、その辺の流れはやはり説明をいただきたいと思っておりますので、答弁を求めます。

**都市創造部長** 指名審査委員会についてのお尋ねでございます。指名審査委員会にかけさせていただいたときに、委員のほうから質問があって、今回の工事の予定価格はということで、約1億8千万円ということで担当課長のほうが答弁をさせていただいた経過がございます。その工事内容ということでは、耐震補強工事が約1億5千万円、それから改修工事に約2,500万円ということで、合わせて答弁をさせていただいてまして、この指名審査委員会にかけてさせていただいた段階では、機械設備工事についても含まれているという内容で、指名審査委員会のほうにかけさせていただいたということでございます。

以上でございます。

(河野議員・自席から「工事関係の流れは」と発言)

**教育こども部長** 失礼しました。今回の議案資料の中で、工程計画表案という中に機械設備工事が入っております。この工事については、今回の議会同意、契約同意をいただく議案の部分とは別の部分ではございますけれども、一体的に工事を進めていく関係で、工程の中に機械設備工事として入れさせていただいているということで、ご理解をいただきたいと思っております。最初の提案の時点でご説明させていただいたらよかったです、

その辺が抜けておりました。よろしくお願ひいたします。

**河野議員** ちょっと、先ほど設計図面を引かれた共同設計株式会社さんに今後も工事監理に関して随意契約でというような、都市創造部長のご答弁があったように記憶しておりますので、そのことは、また同じことですけれども、当初1億8千万円、指名業者審査委員会で議論されていたところの1億8千万とは、これは別枠であるということで間違いはありませんか。

それを1点と、先ほどのお二人のご答弁を聞いていたときに、やはり議案の審査資料ですので、議案参考資料図(10)というところで、こういうふうに一体的な工程計画表を出されるのであれば、やはり分離して示していただくか、当然、すべての議員に事前に何か書いたもので説明がないと、この1億2千万某の予算の審査を正確にはできないと思いますので、その点は強く申し述べておきます。もう、先ほど答弁いただきましたので、これは正式な議案審査資料ですから、そのところはやっぱり気をつけていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。何かあれば、ご答弁をお願ひいたします。

もともと、その分割発注をされた背景としては、今までもそうでしたけれども、地域の業者、中小の業者への分離分割発注など、業者育成、地域経済のプラス効果ということを加味されたのかなというふうに思いますけど、その点について、何か見解がおありでしたら、お示し下さい。

それから、もう同じことかも知れませんが、これから約1年間、相当な耐震化に関わる具体的な入札や工事の発注ということが続くわけですけれども、こういうような随意契約ということの場面が繰り返し起こるということも十分に想定されます。そういう意味では、5千万円を超える工事請負契約の締結の議案については、今回、会派としては資料要求させていただきましたけれども、やはり議題が「工事請負契約の締結」ということですから、工事請負契約書そのものは議案参考資料に付すべきものではないのか。請求してはじめてもらえるというものではどうなのかというふうに思いますが、その点については、この議案に関わりませんので、町長からの答弁をいただきたいと思います。

それから、先ほど教職員やPTA、そして子ども達からのかねてからの要望ということで、外壁塗装の質疑が何度かありました。教育こども部長からも、子ども議会のことをおっしゃいましたけども、たぶん、正式には「小・中学生サミット」か何かだったのではないかと。3階の委員会室で行われたとき、私も傍聴させていただきましたけども、第二中学校の生徒の代表の方が外壁をきれいにして欲しいと要望されまして、川口町長が、現場を再度確認したいというようなお答えをされたと思うんですね。

そういう意味では、今回、かなり大がかりな工事になります。その当時の生徒さんは、もう就職されているか、大学に行っておられると思うんですけどね。やはり丁寧に生徒の皆さんには、今回、外壁塗装ができない、他のこともありますけども、そういったことをやっぱりしっかりと返していただきたい、何らかの形で返していただきたいというふう

に思いますが、いかがでしょうか。そのために、たぶんサミットや子ども議会が開かれたのだと思いますので、答弁を求めます。

以上です。

**都市創造部長** それでは、工事監理の件につきましては、議員ご指摘のとおりでございます。今回、指名審査委員会での予定価格の中には含まれておりません。

また、分割発注の件につきましても、一定、地元業者育成ということもございまして、地元業者を対象に発注をしていきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

**教育こども部長** 議案参考資料に契約書、仮契約書の添付ということでございますが、これにつきましては全庁的に検討をしたいというふうに思います。今後、ご指摘がありましたように、こういった議案というのは数が増えてまいると思いますので、その辺も踏まえて十分検討したいと思います。

それと、先ほど私、子ども議会、これがサミットだったのか、ちょっと名称は忘れてしまいましたけども、そういう要望があったというのは私の記憶の中にもありましたので、先ほどちょっと、ご答弁の中で入れさせていただきました。

第二中学校、今回、取っかかりの初めての耐震工事をする学校でもございますので、先ほど来、他の議員からもご質問がございましたように、本来ですと、すべての外壁、防水工事、第二中学校はすべて完了という形にしたいというのが希望ではありますけども、やはり財政的なこともございますので、その辺はご理解をいただきたいと思っておりますし、できなかった部分、どういうふうにご質問された方に返していくのかというようなこともございますけども、今後の耐震の進め方なり、どういう形で今後住民の皆様にお知らせしていくかという部分があると思っておりますので、今後の学校の耐震計画的なことを、例えば広報する場合には、そういったことも付け加えていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

**河野議員** 今、教育こども部長がおっしゃったことをね、私も議員の1人としては、また尋ねられたときなどには説明に心がけたい。ただ、皆さんは耐震化を急いで欲しいということは相当共通の思いだと思いますので、これ以上は質問はいたしません。

もう1点としましては、今、第一中学校も終えたうえで100%完了をということで部長から答弁がありました。まさに、そのとおりですが、耐震化率が小学校すべて終えたとしても56%であると。残る多くの課題は第一中学校に集中すると思われませんが、この際、質問させていただきますが、第一中学校は施政方針で移設か建て替えかということも視野に入れるということになりましたが、果たして、この第一中学校の耐震化については、どこが中心に議論を進めていくというところで、今、まとまっているのか。進捗状況があればお示し下さい。

以上です……。進捗状況じゃなくて、お決まりになっているのか、どこで精力的に議論をするのかということについては定まっておられるのでしょうか。

**教育子ども部長** ご質問の中で学校の耐震化率で、河野議員、今、小学校すべて終わって56%というふうにおっしゃいましたが、その点については、第二中学校の耐震化を終えて56%ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、第一中学校の耐震化につきましては、当然、教育委員会としても様々な角度から検討をしておるわけですが、なかなか、現地で補強するのか建て替えるのか、移転ということになってまいりますと、非常に大きなお金であったり、町全体に関わる部分になってまいりと思いますので、その辺は今年度4月よりプロジェクトチームも発足しておりますので、そちらのほうとも相談をしながら、今、進めている状況でございます。どこが今、中心を担うというところ辺までは決まっておりませんが、当然、教育委員会としては早急に耐震化ができるように進めていく必要があるというふうにご考えております。

以上でございます。

**平野議員** 数点、質問いたします。

まず、本来はこういった公共工事の契約は入札が原則というふうに「地方自治法」上にはなっておりますが、施行令で一定の条件がある場合は認めるということで、添付された施行令の条文に沿って随意契約とされたということについては理解するものです。

しかしながら、入札不調の理由というのはね、わからない、予測でしかないということをおっしゃっているのですね。そしたら他の自治体の耐震化の状況というんですか、どこもほとんど平成27年までに耐震化を終わらなければいけないということで進められると思うんですけど、そういう意味では工事が集中しているということについてはよくわかるんですけども、しかしながら、高槻の状況なんかを見ますと、きちんと4月7日、それから4月21日にされた入札を見ますとね、入札結果はいつも公表されておりますので、すべて入札が滞りなく行われているという状況なんです。4月だけでも5件あるわけですけど、どうして、そういうふうに島本町の場合は入札不調になったのか。その辺の何か理由がよくわからないんですよ。よそもみんなそうかと言われたら、ああそうかと納得しますけども、隣の高槻市は、もちろん指名業者の指名の仕方も違うかも知れませんが、そのあたりの違いがあるのかどうか分かりませんが、もう少し納得できるような理由を答弁いただけたらというふうに思っております。

それから、いろいろと設計金額を具体的に先ほどご答弁されましたね、耐震とエレベーター、それから外壁、屋上防水等の工事を含めて、また別途発注されるエレベーターの機械設備ですか、それも含めて1億1,500万円ということだったんですけど、昨年、公共工事設計労務単価というのが15%と大幅な引き上げがあったということなんですけど、そういったことは、この設計金額の中には当然反映されていると思うんですけど、



そうされていますか、ということだけ確認させて下さい。それが2点目です。

こういった耐震工事に関しては、Bランクの業者を指名しますということで、1億円から5億円程度の工事を請け負っている業者に発注されているということでしたね。大きな公金支出なわけですから、そういったお金がうまく地域経済に循環することも、やっぱり一定必要かなというふうに思うんですけど、下請けの事業所には、やはり町内業者が入るということはあるんですか。その確認だけ、させて下さい。

それから、再入札をするという方法も私はあったのではないかとこのように思いますけど、随意契約の伺い、仮契約締結してよろしいかという4月1日起案には、再入札をした場合には、再度入札の手続きを実施すれば大幅に工事開始の時期が遅れるということで、学校運営に支障を来す、ということを書いておられます。もちろん、一日も早く着工していただくということは大事なことだというふうに思っているんですけど、でも、再入札する、まだ暇というか、時間はあったのではないかとこのように思いますけど、その点、やはり、それはどうしても無理だったということでしょうか。

それから、見積書の公開についてですけれど、先ほど副町長のほうからは検討するということがあったんですけれど、そうしましたら、見積書を非公開にした理由というのは、いわゆる「情報公開条例」上はどういった規定に基づいて非公開とするというふうに考えたらよろしいのでしょうか。根拠になるものをお示しいただきたいというふうに思っております。

入札不調というのについては、できるだけそういった事態にならないほうがいいんですけど、何か今後の方策というのがあれば、検討していることがあれば、お答えいただきたいというふうに思っております。

それから、安全対策とか環境対策というのは十分に監理業者のほうでしていただけると思うんですけど、騒音とか振動とか、粉塵とかいうことについての対応というのは、先ほども幼稚園があるというふうにおっしゃったので、その点は具体的に何か対策が、今、わかる範囲であれば、お答えいただきたいというふうに思っております。

以上です。よろしくお願いします。

**都市創造部長** それでは、まず1点目でございますが、今回の入札の不調になった要因ということで、お尋ねがございます。先ほども他の議員のご質問にもご答弁をさせていただいたところでございますが、正確に把握をできている状況ではございません。先ほどもご答弁させていただいたとおり、技術者、それとか人手不足というのが原因であろうというふうに推測をしておるところでございます。

それと、労務単価の見直しにつきましては、今回、反映をさせていただいてございます。また下請け業者についてでございますけども、町内業者ということでのお話でございますが、これは元請けと下請け業者との契約に基づくものでございますので、今後、成立すれば、町のほうにもそういう書類として提出されますことから、その時点で確認

はできるかなというふうには思いますけども、やはり町内業者を使っていたきたいな  
ということは考えておりますので、一定、その点については町のほうも業者とお話はさ  
せていただきたいなというふうには考えてございます。

それと、再度の入札についてでございます。今回、指名競争入札ということで9社を  
選定させていただきました。その主な根拠につきましては、先ほどもお答弁させていただ  
いたところではございますけども、府内での実績ということで、実績ある業者が、こ  
の9社であったということでございます。そうしますと、他の業者につきましてはBラ  
ンクでということと、それと希望業種が建築一式ということで登録をされている業者は  
他にもございますけども、一定、その業者の実績というものについては、こちらとして  
も把握はできない状況にあるという中での入札ということになります。

そうしますと、指名ということでは、いったん9社を指名させていただいている経過  
もございますので、再度の入札ということになりますと、一つの手法としては一般競争  
入札というの也被考えられるのかなというふうには認識をしております。その中で工事そ  
のものの、騒音等の発生する工事につきましては夏休み期間中に実施をするということが  
大前提に考えておりますことから、やはり再度の入札というのは、それと今回の工事が  
議決案件であるということも一つの要因でございますし、全体的なスケジュールを考え  
ますと、再度の入札執行にあたっては難しいものであるというふうには判断をさせてい  
ただいたところでございます。

それと、ちょっと飛びますけど、騒音と、それから防塵対策についてでございますが、  
特に騒音につきましては、建設機械におきましても低騒音とか、騒音対策の機械がござい  
ますので、そういうものを重視して使っていくことによって、騒音については一定の対  
策が講じられるものと。それと粉塵等につきましても、やはり中学校、それから付近へ  
の影響等々もございますので、十分な対策が必要というふうには考えております。

見積もり非公開の理由につきましては、「情報公開条例」の第5条の第3号に該当す  
るものというふうには考えてございます。業者の見積もりということでございますので、  
営業とか販売活動に関する情報が含まれるということで、その十分な精査ということは  
先ほど副町長のほうからもご答弁させていただいたところではございますけども、現時点  
では、先ほど申しました営業とか販売活動に関する情報が含まれているということで、  
非公開にさせていただいたところでございます。

それと、今回、入札が不調になったということで、今後の入札の方法についての見解  
はということで、対策等についてということでお話がございました。やはり一つは今、  
指名競争入札ということで実施をさせていただいておりますので、他には一般競争入札  
というの也被考えます。ただ、そうなりますと、なかなかその業者の実績、門戸を拡げ  
るということで対象とする業者は増えるということもございまして、一定実績とか、  
そういう点については、なかなか担保するものも難しいのかなというところもございま

す。ただ、現在もそういうことで、本町におきましては入札の不調というのがあったわけでございますが、今後また起こらないのかということ、それについても 100%明言はできないかなというふうに思っております。そういう点につきましては、結果を受けての対応になるのかなというところもございまして、他市の状況等も十分精査しながら、発注時期につきましても十分精査をして、今後も適切に事務を進めてまいりたいなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

**平井議長** この際、暫時休憩いたします。

(午後 2 時 28 分～午後 2 時 40 分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑ありませんか。

**平野議員** この第二中学校の耐震補強等工事につきましては、予算化されたのは3月の5日でしたか、2月会議の補正予算、平成25年度の補正予算で予算化されました。国の第1次補正予算において予算措置された補助金を活用するというで計上されましたよね。そのときは2億円という予算計上だったんですね。これは監理、工事費用も含めてということだったんです。今回は、契約金額は1億2,433万1,760円なんですけれども、大きく、やはりこの予算額と契約金額の差がある。これだけ大きいとね、やっぱり予算積算は適正だったのかなというふうな疑問もあるわけですけど、その点についてはどうでしょうか。適正だったのか、ということをお聞かせ下さい。

それから、入札不調ということが今後もやはり続く可能性もあると思うんですけど、その辺の今後の対策はどうかということをおしやりましたけど、一般競争入札等もありますが、ということをおっしゃっているんですけどね。いろいろと発注時期をちょっと変えろとか、今回は前倒しできましたけど、当然、当初予算だったら、すぐに4月で、当初予算で計上された場合は同じように4月すぐにもう入札しないといけないと思うんですけど、そういった形での発注時期を通常よりは早めていくということもあるでしょうし、請負代金、その設計金額を決めるときの代金ということについても、多少配慮しないといけないのではないかなというふうにも思っておりますけど、その辺がどのようにお考えでしょうか。

ちょっと、1問目のことに関わりますけどね。指名業者審査委員会、1月15日に開かれている分で、ここには、あくまでも概算だと先ほどからおっしゃっておりますけど、予定価格については約1億8千万円、耐震補強工事には約1億5,500万円というふうに担当課長が説明されております。設計金額は、耐震化は3,250万円と答弁ではありました。この大きな差は何でしょうか。設計金額、今回の予定価格を出すための設計金額ですね。つまり、最低制限価格に値するものです。指名業者審査委員会に説明する金額と、実際に精査して出した設計金額がこれだけ大きく変わると、何か工事、つまり予定価格とか

について非常に信頼性が欠けるなどというふうに思っているんですけど、どうして、こういう大きく差異があるのでしょうか。

それからもう1点、今回の工事の予算は、何度も言っております、2月議会の3月5日の平成25年度補正予算であがってきたものなんですね。ところが、予算化される前に指名業者審査委員会は1月15日に開かれているんですけど、通常の流れとして、予算化されない前に指名業者審査委員会は開かれるのでしょうか。そういった手続きになっているんですか、それとも異例なのですか。これが通常だということなのでしょうか。ちょっと、その点はなぜなのか、ということをご説明いただきたいというふうに思っております。

安全対策のことについては、今の段階での対策ということで理解しました。万全にお願いしたいというふうに思っております。

それから、見積書の見積もり金額の公開のことで、「情報公開条例」で言えばということですね、先ほど「情報公開条例」の第5条の、いわゆる非公開情報の3号にあたるもの、法人その他団体に関する情報ということで、当該事業を営む個人に著しい不利益を与えることが明らかな情報というんですか、営業とかに影響するから、支障が出るからということで、ご説明いただいております。ですがね、今回は随意契約ですから、当然、その随意契約の金額の内訳が妥当かどうかというのを私たちが判断するためには、やはり公開していただかなければならなかったと思いますし、大東市などの同じ学校の改修工事で、同じように非公開にされた情報が、裁判の結果、平成19年3月22日に、当時の大阪地裁は公開という判断をしているんですね。そういうことを考えますと、決して、今、言っている「情報公開条例」第5条の第3号に当たるとは言えないのではないかなというふうに思っております。積極的な公開を求めたいと思います。そういう理由で、積極的な公開を求めたいと思うんですけど、いかがですか。

**総務部長** まず、1点目の予算の積算が適正であったか、というご質問でございます。これは国の平成25年度の第1号補正予算で可決された財源を利用して、今回、実施をさせていただくわけでございますが、これには、まず2月の10日に国費の内示がございました。それから後、財源として事業費から国費を引いた残りの部分、いわゆる地方負担分という部分については起債で対応するというふうなフレーズでございますが、国費は先ほど言いました2月の10日で決まっておるんですが、申請時点の国費は。それから町債につきましては、起債協議というものが必要でございます。今現在、協議性になっている関係で、その締め切りが2月の13日という形で、非常にタイトな、予算化するまでの間で非常にタイトな時間で動いております。2月の13日の時点では起債額を決めないといけない。

この重要性というのは、今回の財源内訳で国費は当然でございますが、その残りの部分というのは二つに分かれておりまして、全国防災事業債という、これは交付税措置が80

%あるものです。あと残りは学校教育施設等整備事業債、そのうち一部が、交付税措置が30%ございます。起債のほうは交付税措置がある部分なのですが、その金額を2月の13日に決めないといけないということでございました。

予算化するにあたり、原課といろいろ協議をしたんですが、その中で、今回もありませんように入札によって金額が落ちてまいります。金額が落ちてまいりますと、国費も当然落ちてまいります。起債のうち、全国防災事業というのは、いわゆる国費の裏の部分だけの起債でございまして、それも同時に落ちてくる。そうしますと、財源がどんどん落ちていくんですが、片や、もう一つの起債の学校教育施設整備事業債というのと一緒に落ちていけば財源不足に陥ってしまうという、これはシミュレーション上、そういうふうになってしまいます。そういうことから、一定、起債を固定化したという部分がございます。その固定化したのが、2月の13日に固定化せざるを得なかった。そういうことから、予算を計上するときに起債を固定して、国費はいわゆる内示額で予算も固定しないといけませんので、そこから言いますと、若干、当初の設計金額よりも上回った予算額を確保しないと、繰り越して、翌年、それを補正することができませんので、あくまでも島本町としては最大限予算を、国の国庫補助もそうですが、交付税措置も獲得できるような、ある一定の範囲を決めないといけませんので、それで予算額を決めさせていただいた。あと入札とかで落ちていく部分については、その差は出てきますが、予算の段階では、あらゆる想定のもと財源確保に努めるため、そういうトータル2億円という範囲を確保させていただいたということでございます。

以上です。

**都市創造部長** それでは、入札の不調等に対する対策ということでございます。先ほどもご答弁させていただいたところでございますが、議員のご指摘もありましたように、契約の方法ということで一般競争入札等、それから発注時期の前倒し、そういうのも状況を見ながら対応する必要があると思っておりますし、ただ、予定価格への配慮という部分でございまして、これは先ほどもご答弁申し上げましたが、一定の基準等の中で標準的な価格を出させていただいているところでございます。ただ、労務単価等も実勢によって上がれば見直しをしますし、実勢価格についても見直しがかかったものが反映されているものと。それから、見積もりにつきましても何社か取らせていただく中で、査定を行って見積もりも採用させていただいておりますので、社会情勢を反映した価格になっているものというふうには認識をしております。

それと予定価格でございまして、今回も税込みでございまして、予定価格につきましては1億4,627万3,040円ということで、予定価格にはなっております。指名業者審査委員会での予定価格ということで、概算ではあるということで1億5,500万円ということでの答弁はさせていただいたところではございますが、あくまでも指名業者審査委員会では概算事業費であるということで、ご認識賜りたいというふうに考えており

ます。

それと、指名業者審査委員会の開催時期についてでございますが、開催にあたりましては、総務部の契約担当のほうにも調整をさせていただいて開催という運びになったわけでございますが、今後、予定している事業ということでございますので、一定、予算、要するに予算がないから指名業者審査委員会にかけられないかということでもないということでございますので、今後の予定をしているということで、時期的にもう少し後でもよかったのではないかということはあるかと思えますけれども、一定、今後の事務を進めるにあたって、指名業者審査委員会の開催を図ったところでございます。

それから、先ほどもありました見積書の非公開の件でございます。今回は条例第5条第3号に該当するという判断の中で、業者の見積もりということでもございましたので、非公開にさせていただいた経過がございます。ただ、今、大東市の事例も議員のほうからもございました。そういうことも十分、もう一度精査をする中で、この情報公開については適切に対応してまいりたいなというふうには考えております。

以上でございます。

**平野議員** 見積書の件です。すべて、細かいところまで、鉄骨ブレースの一式が幾らかとか、そこまでは今回は求めませんが、少なくとも、この掛谷工務店さんから出てる御見積書の中のNo.2の耐震補強工事、改修工事、屋上防水工事、外壁改修工事一式ということの金額は、公表してもよいのではないのでしょうか。そこを公表することが、なぜ営業などに支障があるのか。そこでやはり、どの程度なのかね、補強工事。町の設計金額は耐震工事で3,250万と言うてはるわけだから、では業者の見積もりで耐震補強工事は幾らなのか。そのあたりぐらいまでは何ら支障がないのではないか。当然、議会の審査として必要な金額、公表してしかるべき、公表しなければならない金額ではないですか。お願いします。そうではありませんか、ということです。

それから、この見積書の中で1点だけ、No.47のところの8というところ、電気設備工事の8というところに、監視カメラ設備工事というのが入っているんですけど、これはエレベーターか何かの中の監視カメラですか。ちょっと私、わからなかったもので、これは何の監視カメラかということだけ、お訊きしたいと思います。

それから、ちょっとこだわっております。なぜ、再入札ができなかったのかなということなんですけどね。それは、この指名業者審査委員会の要点録の中に、一応、委員さんの中でもね、「最近、工事入札で多くの辞退者があり、入札不調となるケースがあるが、本件についてはどうか」と、ご心配の意見も出ております。それに対して担当課長さんが、その件については何とも入札執行しないとわからないということですし、また他のどなたか委員さんが、「再度の入札になった場合、他に選定する業者はあるのか」と聞かれたときに、担当課長が「Bランクの建築業者は多数あるので、選定は可能である」というふうに書かれています。ということは、当然、再入札しても、工程的にも可能とい

う意味合いも含んでいるのかなと。もちろん、業者もあるから選定は可能という意味も含めてね、工程的にも可能なのかなというふうに、私はこの文章を見て思ったんですね。それと、先ほど事例を申し上げました高槻市の入札では、ちゃんと滞りなく入札が成立していますよ、ということから考えたら、再入札というのは可能であったのではないかなというふうに思いました。その点は、今、私が質問した内容からして、やはり再度の入札は無理でした、というようなご答弁があるようだったら、ご説明いただきたいというふうに思っております。

たまたま、というのは失礼な話ですけども、実績のあるところが契約に当たるということでラッキーだったのかなという気もしますけれども、そうでないという、今後、わかりませんからね。そういうこともありますので、一応、お尋ねします。

**都市創造部長** それではまず、再入札の件についてでございます。今回のケースでお答えを申し上げますと、入札が不調になったということでございますが、たまたま1社、業者に対しまして、一定見積もり額についてですけども、提示を求めたところ、最低制限価格と同額であったということでございますので、価格の設定につきましては最低制限価格でございますので、例えば再入札しても、これ以上額については下がらない。最低制限価格未満であれば失格になりますので、一定、額としては一番、低位というか一番下の金額になっているというのがまず1点と、それから、先ほども議員のほうからご指摘もありましたが、今回、契約する相手の掛谷工務店さんの実績ですね。やはり茨木市におきましても数多くの耐震補強工事に携わっておられて、問題なく履行されている、そういう実績もございますので、その点も十分考慮した中で、今回は随意契約ということで契約をさせていただいたところでございます。

だから、ケースによっては、やはり再度の入札ということも、対応するケースもあるのかなというふうには考えてございます。他の事例でいきますと、尺代5号線等につきましても、再度入札を実施させていただいておりますし、業者の数にもよってくるかと思えますし、指名する業者の実績等々の中で判断が必要というふうには認識をしてございます。それと夏休み期間中の工事ということもございますので、総合的に判断をさせていただく中で、今回は随意契約ということで事務を進めさせていただいたものでございます。

それと、見積書の件でございます。確かに「一式」ということでございますので、今回、額そのものは非公開にさせていただいておりますので、ただ、おおよその額ということにつきましては、ご答弁させていただくこともできるのかなというふうには考えてございます。それと、先ほど設計価格をもとに算出をさせていただいたのも、あくまでも予定価格と請負契約額のそういう入札率等もございますので、そういうのも試算して求めさせていただいておりますので、その額と、この業者の見積もり額とは、必ずしも一致もしません。そういうところは、価格としてはあるというところ

でございます。

以上でございます。

**教育子ども部長** 見積書のNo.47の監視カメラの件でございますが、これにつきましては平成25年度に学校に投石をされたというような事案がありまして、その件について警察等とも協議をし、監視カメラが有効であるというようなことで、学校とも協議のうえ、監視カメラを設置をいたしました。それが今回、耐震工事をするにあたって、いったん取り外して、また付ける必要が生じますので、そういった部分です。

監視カメラにつきましては、通常の間時間帯は作動しておりません。夜9時、警備員が最終の施錠をした後に、夜中に不審者が侵入した部分が写るような形での設置でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

**川嶋議員** 最後、聞かせていただきたいことが出てまいりまして、すいません。

先ほどから、当初2億の予算ということで出ております。この中で、ちょっと疑問が生まれてまいりまして、外壁と屋上防水ですね。これに関しまして、当初の耐震化工事に向けましての協議の中で、この屋上防水や外壁改修工事ですね。これに関しまして、全館的にやるような方向性というのは、その協議の中ではそういう思いは出てこなかったのかということと、それとあと、その外壁・屋上防水全体的にやられることに関しての積算ですね。そういうこともされての結論だったのかということ、もう一度お聞かせ願いたいことと、あと先ほど総務部長のほうから、予算化の際に、あらゆる想定のもと予算を確保、というご答弁がございました。この当初に関しまして予算を確保されるにあたりましての、「想定のもと予算の確保」というのは、こういう一つひとつの事業に関しての想定というのは、どういうところの範囲というか。例えば、この耐震化に関しましても、そういう想定というか、様々、やっぱり議論の中では出てくるのではないかと思ったりもするんですけども、その点についてはどうだったのか、お示し下さい。

あと、過去に行われました子どもサミットにおきまして、先ほど教育子ども部長のほうから、外壁に関しては、そのとき子ども達から要望が出ておりました、というお言葉がありました。これに関しましては、その当時、川口町長も出席されていたと思っているんですけども、やはり、そのような子どもの要望、これに関しましては真摯に受けとめてあげていただいて、しっかりと要望に応じていただくような方向を作っていたかかないと、これはいけないんじゃないかと思っているんですけど……。

**平井議長** あんまり、外れないように。

**川嶋議員** その点について、それからの、そういう子ども達の声聞いてからの、やはり、ここに至るまでの内容に関して、思いはどのように持ってこられたのか。その点、最後、お聞かせ願いたいと思います。

**総務部長** 再度のお尋ねなんですけど、予算の部分で「あらゆる想定で」というふうな、先



ほどご答弁させていただいたんですが、「あらゆる想定で」というのは、繰越事業であるという、そういう性質があります。繰越事業については翌年にいきまして繰り越した後、増額ができません。もちろん、減額もできません。それは、予算単年度主義が働くからでございます。そういった枠が決まった中で、財源確保も同時にしないとイケない。

先ほど申し上げましたように、2月の13日に国の起債の協議の締め切りがございました。そのときに起債額というのは、いわゆる予算の範囲内でないと協議ができませんので、ある程度の枠を取っておかないと、後で、その枠を超えて起債はできないという状況になります。先ほど申し上げましたように、財源内訳としては国庫があって、起債があるんですが、そちらのほうで国庫が入札によって落ちていく。当然、今回、落ちていきます。その国庫とくっついている補助事業の起債というのも同時に落ちていきます。しかし、単独のあと残された起債というのがありまして、それをある程度確保しておかないと財源不足に陥る可能性があるということで、入札で下がることを前提に想定をしているというのが「あらゆる想定」、繰越事業で想定されることを考えた、ということでございます。それ以外の想定はございません。

以上です。

**教育こども部長** 子どもサミットでの発言の件ですが、この件については、先ほど来私、ご答弁申し上げましたように、私も心の中には残っておりますので、当然、耐震化を進めていくうえで、可能であれば外壁・屋上防水はあわせて実施をしたいという思いは担当の教育委員会としてございました。ただ、先ほど来ご答弁申し上げておりますように、あと耐震化を進めなければならない学校が小学校4校、第一中学校、そして幼稚園、保育所も含めて、あと控えております。そういうことを考えますと、やはり財源的なこともございますので、まずは、その補強が必要なところを先に進める、その後に外壁、それから非構造部材、屋上防水というようなところ辺についても当然やっていく必要があるというふうに認識をしておりますので、その辺、ご理解をいただきたいというふうに思っています。

以上です。

**川口町長** 子ども達のご意見というのは、やっぱり尊重しなければいけないなと思っております。ただ、今年度も来年度も大きな事業が控えております。財政運営上、大切なことの一つに財政の平準化がございますので、今年度、来年度の事業についてはできるだけスリムにしていくことが、そのことが財政の平準化に繋がっていくのであろう、そのように思っております。

以上でございます。

**平井議長** 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 反対の方の発言がないようでございますので、次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**田中議員** 第37号議案 工事請負契約の締結について、賛成の討論いたします。

この工事は、町立第二中学校の耐震補強等の工事であります。1. 請負価格は工事予定価格の約1億4,627万3,040円に対し、最低制限価格の1億2,433万1,760円であること。2. 請負会社の株式会社掛谷工務店は、茨木市内の小学校の耐震補強工事を数校手がけた実績があること。3. 同社は自社の信用において契約で交わされた工期を遵守するものと思われること。以上3点の理由により、賛成の討論といたします。

なお、第一中学においては校舎の耐震補強工事をするのか、あるいは校舎を新築するのか、未だに決定がなされておられません。速やかに決定をお願いする次第です。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**佐藤議員** 日本共産党島本町会議員団を代表して、第37号議案 工事請負契約についての賛成討論をいたします。

この工事は、ようやく始まる学校校舎の耐震化工事、これの最初のものとなります。また、中学校給食の実施のための準備ともなるもので、大変待ち望まれていたものであります。

工事現場が中学校ということで、授業しているとき、クラブをしているときなど、生徒が在籍している時間にも工事が進められることもあることと思います。授業、クラブ等への騒音対策、教師、生徒、出入りの人びとへの安全への配慮など十分尽くされること。また、今回されない棟の外壁塗装、屋上防水、これも早急に進めていただくよう要望いたしまして、討論といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**野村議員** 第37号議案 工事請負契約の締結について、自由民主党クラブを代表し討論を行います。

全国の学校施設の耐震化の進捗状況と比べると本町は大幅に遅れており、前の議会においても、できるところから順次進めるべきと要望し、念願の耐震補強工事請負契約の締結のためです。

今回の工事請負については町立第二中学校耐震補強等工事であり、文部科学省基準のIs値0.7以上を、本町としてはIs値0.75を目標に、耐震補強工事を3,250万円を主とし、親子型方式での中学校給食導入を目指し、配膳室工事やエレベーター設置工事2,650万円、旧校舎の部分となりますが、耐震補強工事対象物の外壁改修工事3,100万円に、屋上防水改修工事1,500万円や、工事に附属する電気設備工事1千万円等の予定で、契約

金額は1億2,433万1,760円となっています。

予算審議の際、指名競争入札で確認したところではありますが、やはり東日本大震災や各自治体の耐震工事が集中していることなどにより、業者が見つかるか心配の中、3月7日に9社に対し指名通知を出され、2社が指名辞退、その後6社から入札辞退届が出され、入札参加事業者が1社となり、今回は随意契約となります。この1社においては、この2ヵ年以内でも、大阪府や茨木市をはじめ官公庁との実績が16件、学校施設の耐震補強等の工事实績もあります。

工事は夏期休暇を主とされますが、準備や、12月15日までの工期期間内、学校を使用される子ども達への十分な安全と、授業にできるだけ影響を与えないよう注視していただくよう要望し、賛成の討論といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**村上議員** 第37号議案 工事請負契約の締結について、自民無所属の会を代表し討論をします。

昭和56年の新基準以前に建設された建物について、これまで耐震診断が行われてきました。その結果、平成26年度の施政方針において、小・中学校の耐震化の推進について発表され、今回、年次計画に基づき、町立第二中学校の耐震補強工事が発注されました。その内容については、文部科学省が指導している構造耐震判定指標Is値0.7より少ない箇所の補強工事と、新たに給食を実施するためエレベーターの設置や配膳室工事、外壁改修工事、外壁塗装、屋上フェンス改修等、屋上防水改修工事などと、これらに伴う電気設備工事で、工期は平成26年12月15日までということであります。

発注時の入札においては9社の指名通知をされ、そのうち8社が辞退されるという厳しい環境の中、入札参加意思のあった株式会社掛谷工務店1社と随意契約して本工事にあたられることを、一定評価します。

また、学校施設は、元来児童や生徒の学習の場であることはもちろんであります、あわせて災害時においては地域住民の応急避難所としての役割を果たすことから、建物の安全性の確保は大変重要であります。いつ起こるか分からない地震に対応するためにも、少しでも早く竣工することを願うと同時に、この工事施工期間中において、安全面に十分注意され工事を進められることを要望し、賛成の討論とします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**外村議員** 第37号議案 工事請負契約の締結について、賛成の討論をします。

今回の工事発注段階においては、9社指名するも8社が辞退したために、1社と随意契約した。その随意契約した理由も、最低制限価格をクリアしていたからだということで、一定理解しました。

ただ、8社辞退した中で、2社は指名することさえも辞退した、あと6社は入札辞退。このことについて辞退理由を聞いてないということですが、これはちゃんと理由を聞く

のが当然だと思います。聞いた結果、いい加減な回答であれば、次回から指名を外すというように厳しくしないと、なめられてしまうと思います。私としては、その辺は残念でございます。

そして、先ほどからも出てますが、昨今の建設業界の混雑状況を踏まえて、今後、また発注がございますので、十分、その背景を考慮して、余裕を持って準備をしていただきたいと思います。

なお、質問でも再三申し上げましたが、契約に際して、請負企業が仮に倒産するというような最悪の事態になったときを想定して工事保証人、これは工事請負企業が工事継続できなくなったときに、その企業に成り代わって引き続きその仕事をするという保証人でございますので、こういうことをつけるのが、本来、私はこういう工事では常識だと思います。なぜ、そうしないのか、明確な理由がなかったものですから、ぜひ、今後、契約するにあたりまして、その条件をつけるということで今後の工事発注に臨んでいただきたいとお願いしまして、賛成の討論といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**川嶋議員** 第 37 号議案 工事請負契約の締結について、公明党を代表し討論を行います。

町立第二中学校の耐震補強等工事に関し、請負業者の確定に伴い工事請負契約を締結され、工期といたしましては、議会の議決日から平成 26 年 12 月 15 日までとされるものであります。

工事内容といたしまして、耐震補強、外壁改修、屋上防水、中学校給食実施に伴いエレベーター・配膳室の工事、それに伴う電気設備工事等となっております。中でも屋上防水・外壁塗装については、耐震化工事終了後にしっかりと協議をし、取り組んでまいりたいとのお答弁をいただいております。

また、非構造部材に関しましては、これまでも何度か要望させていただいて、訴えをしてまいりましたが、特に窓ガラスの強化等、必要ではないかと思っております。今回の工事に盛り込まれていないことは残念であり、いつ起こるかわからない地震に備え、万全を期していただけるよう再度要望するとともに、府下においてはかなり耐震化が遅れている状況の中で、すべての学校の耐震化が計画どおり完全に終了できるよう、しっかりとご努力願いたいと思っております。

また、来年小学校 4 校に関しまして、平成 27 年度までには完成をさせるとおっしゃっていただきました。他の保育所、幼稚園に関しましても、すべての子どもが関わる施設でございます。絶対に計画どおり完了していただきたく、さらに強く要望をいたしておきます。

これを申しまして、賛成の討論といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**平野議員** 第 37 号議案 工事請負契約の締結について、人びとの新しい歩みを代表いたし

まして、討論をいたします。

子ども達が過ごします学校施設を安全なものにというのは当然のことでありまして、学校校舎の耐震補強工事が進められること、また屋上防水、外壁塗装などについても含めて、今回、工事内容に含まれるということについては評価いたしたいと思います。

ただ、入札に関しましては、残念ながら、昨今のいろいろな事情があるということですから、入札が成立しなかった。そのために随意契約を行われたということでした。質疑を通して再入札をされなかった理由等もお尋ねしましたし、随意契約に至った理由については、一定妥当性があるということ判断します。さらに、最低制限価格となる見積書が提出されたということ、それから茨木市内での学校の耐震補強工事の実績がえられる業者であるということについて、信頼の置けるといふふうに考えております。滞りなく施工がなされるものと予測いたします。

生徒への安全対策を講じること、授業などに支障を来さないこと、そういったことも十分クリアしていただき、また今後の工事監理も適正に行っていただくことを要望いたします。

それから、エレベーター・配膳室工事に関しましては、今後の給食棟の設置等にも関わることでございますけれども、特にエレベーター設置については、当然、いわゆる障がいを持つ生徒さんのためにも支援できる必要な設備だといふふうに思っております。ぜひとも早期に、ほんとに設置していただけるということについてはありがたいなといふふうに思っておりますので、そういうことを評価するということで、この契約議案については賛成いたします。

1点だけ申し述べますと、やはり工事見積書に関しましては、特に随意契約の場合は公表していただきたいということを検討していただきたい、といふふうに申し述べます。

以上です。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 他に討論ありませんか。

(「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 暫時休憩いたします。

(午後3時24分～午後3時26分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

改めて、他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第37号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**平井議長** 起立全員であります。

よって、第 37 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第 5、第 38 号議案 平成 26 年度島本町一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**総務部長**（登壇） それでは第 38 号議案につきまして、ご説明申し上げます。

（第 38 号議案 朗読）

今回の補正予算につきましては、当初予算に計上させていただきました J R 山崎駅自転車駐車場使用負担金の予算額におきまして、積算単価が過大でありましたことから、減額させていただくものでございます。

それでは詳細につきまして、事項別明細書により、ご説明申し上げます。

1 の 7 ページでございます。歳入でございます。

第 18 款 繰入金、第 1 項 基金繰入金、第 2 目 財政調整基金繰入金 63 万円の減額についてでございます。これにつきましては、歳入歳出における財源調整として減額するものでございます。

続きまして、1 の 8 ページの歳出でございます。

第 7 款 土木費、第 6 項 交通防犯対策費、第 1 目 交通安全対策費 63 万円の減額についてでございます。先ほど申し上げましたとおり、当初予算に計上させていただきました J R 山崎駅自転車駐車場使用負担金の予算額につきまして、積算単価が過大でありましたことから、今回、減額させていただくものでございます。

以上、簡単ではございますが、平成 26 年度島本町一般会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**平井議長** これより、本案に対する質疑を行います。

**戸田議員** 委員会での外村委員の指摘を、再び私は振り返って見てみました。去年と全く同じ金額を提案されて、それが積算根拠になっていると、一つひとつ、きちっと精査できてないのではないですかと、それは全くそのとおりだと思います。しかしながら私は、みんな人間ですのでね、ミスが 100%ないということはないと思う。だからこそ議会が存在するわけで、これについては外村議員の指摘、非常に的確な指摘だったと思っています。

しかし、問題は答弁にありました。この際、質問の内容が理解できていなかったのか、そうではなくて、理解できているが、そう答えざるを得ないから一般的なことを答えられたのか。そういったことが問題であると。コミュニケーションを図ろうとしているのだと、そういうふうなやりとりがございました。議会並びに委員会でのご答弁について、

副町長、このとき謝罪というか、されたわけですけれどもね。私たちは謝罪を求めているのではなくて、改善を求めたいと思います。この場で、今後、どのように改善されていくか、この件について、お答えいただきたいと思います。

**総務部長** 今後の改善の件でございます。予算の査定におきましても、各原課からあがってくる予算要求書、それから各種資料、見積書、単価とかをチェックしながら予算のヒアリングを進めていくわけでございますが、残念ながら、今回、負担金については、そのチェックが漏れていたというのが最大の原因でございます。従いまして、今後におきましては、あらゆる資料をもとにチェックをさせていただき、もちろん原課の要求もさることながら、財政のチェックも、ダブル・チェックをかけるというふうな形で改善をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

**平井議長** 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり、戸田議員・自席から「答弁になっていません」と発言)

**平井議長** あくまでも補正予算なんで、その当時の委員会のことをぶり返して、今のやつを繰り返すのであれば、ちょっと別の議案というのか、内容になりますので、その辺、配慮して質問をお願いします。

**戸田議員** 大山崎町から、「平成 25 年度 J R 山崎駅南駐輪場管理運営にかかる負担金の請求について通知」という書類を、26 年の 1 月 28 日付けでいただいています。ここに積算根拠として、平成 26 年度からは 1,800 円ということが明記されているわけですね。この書類を見ましても、私でも正直言って、これを予算要求に反映させるということ、あえて誤解を招かずに言うならば、難しかったかなというように、今、書類を振り返ってみて思っています……(「議案の質問と違う」と呼ぶ者あり)……。

先ほどの質問では、答弁のあり方、議会とのコミュニケーションのあり方について改善を求めるといことも含んでおりました。この件についても、ご答弁いただきたいと思います。

(「暫時休憩を」と呼ぶ者あり)

**平井議長** この議案と直接関係のない質問だというふうには理解するんですが。要は 63 万円の減額が妥当であるかどうかの質問とは、ちょっと違うと思うんですけどね。

(戸田議員・自席から「なぜ補正予算が発生したのか」と発言)

(「対応の問題」「委員会は閉会しました」「答弁」他、議場内私語多し)

**平井議長** 暫時休憩いたしますけども。

(午後 3 時 36 分～午後 3 時 44 分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**乾副町長** 戸田議員のご質問ですね、委員会におけるコミュニケーションのあり方について、ご質問がございました。「委員会におけるコミュニケーションのあり方」、具体的

に我々、どういうふうに理解してお答えすればいいのか。その点、お訊きしたいと思います。

**戸田議員** 委員から指摘があって、「26年度が1,800円となっているのを決め事としてあるのに、なぜ、この計上をするんですか」と指摘がありました。それに答えて環境・産業課長が「不用額が発生しました場合は補正予算で対応」とおっしゃっているんですね。

しかしながら、これが不用額であるのかどうかというのは、私はそうではないと思います。重ねて委員が指摘しても、的確な答弁がいただけなかった。そして、資料にもあるように26年度の負担金は1,800円であるので、積算根拠が間違っていた。ここに至るまでに、何度も指摘しているにも関わらず同じ答弁を、つまり「駐輪場の利用実績に応じて支払いをさせていただきます」という、その答えしかありませんでした。そこで委員が、「私の質問の理解ができなかったのですか、そう答えざるを得ないから何回も同じことを答えるのですか」と、そういうふうに質問されているわけです。

こういったことが繰り返される場合、やはり、こういった、あり得る小さなミスを、いつまで経っても改善できないということに繋がると私は考えています。去年と同じ根拠で積算されたということは明らかな間違いでした。しかし、このような間違いは誰にでも起こり得ることです。そして、それを間違いであったと認めて、どのようにしていくかということを経験を委員会並びに議会での質疑によって改善していく、そういう必要があると私は考えています。従いまして、これについて、今後、改善をして欲しい、そのように訴えたわけです。それについて答弁を求めたわけですが、これについて、お答えをいただくことはできないのでしょうか。

以上です。

**乾副町長** 今のご指摘でございますが、今後の改善につきましては、先ほど総務部長のほうからお答えしたとおりでございます。

以上でございます。

**平井議長** 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 反対の方の発言がないようでございますので、次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**外村議員** 今回の補正はそういうことで、委員会で、今年は半額になって、来年以降はゼロになるということでしたので、私が再三、委員会でも申しましたけども、JR島本駅及び阪急水無瀬駅における駐輪場の昼間2時間0円、4時間まで150円というサービス



があるわけです。それを同じ町民に対して、山崎駅の駐輪場に対しては一切、そのサービスが受けられない。これは非常に行政としては不公正であり、不公平であるということをも再三申し上げてきました。

しかし、過去の建設部長なんかは、そんな不公平はたいしたことじゃないと、いろいろ言いましたけども、私としては、こういう財源が発生した以上、この財源を使って、全部使えとは言いませんけども、何らかのサービスを考えていただきたいということをお願いしまして、賛成の討論といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**平野議員** これは2014年度一般会計の当初予算の委員会、総務建設水道常任委員会で議論になったことですが、JR山崎駅の南駐輪場の管理運営費の島本町の負担金について、本年度に関しましては前年度の半額という取り決めであったのが、前年度同様の金額で予算計上されたということでした。それを外村委員のほうで指摘されました。ところが、その指摘に対して環境・産業課長は「利用実績に応じまして負担金の支出をさせていただきますので、不用額が発生した場合には補正予算で対応させていただきます」というような答弁でした。

このこと自体が間違っているということをも指摘しているわけですね。利用実績に応じて不用額が発生した場合は補正予算で対応するというような、そういった手順で進められては困るということをも指摘しているわけですから、そのことは間違った手続きとか、適正な事務ではないということをも認めていただきたいということが、私は戸田議員の質疑の趣旨ではなかったのかなというふうに思っているのですけれども、そうではなかったのでしょうか……（執行部側から「ですから、補正予算を出しているんですよ」と発言他、議場内私語多し）……、ということをも申し上げました。

総務部長のほうでご答弁がありましたようにね、今後、予算要求のヒアリングの際には負担金のチェックを、漏れなどないように厳しく厳正に精査していきたいという、これからの改善についてはよくわかりましたし、そのようにもちろんしていただきたいということはありますけれども、こういった答弁は間違いだったのではありませんか、ということなんです。だから、こういう補正予算が提案されたものと私も思っております。これはこれで適正な提案だったというふうに思いますけど、答弁は間違っていたのではないかと、再度申し上げたいということなんです……（「討論を」「だから謝ったじゃないか」と呼ぶ者あり）……、討論しました。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**伊集院議員** 第38号議案 島本町一般会計の第1号補正です。自由民主党クラブを代表いたしまして討論を行います。

この案件におきましては、一定、この第1号、減額補正で出してこられている。先般の予算の際にも、討論では注意事項をしておりますが、即座に補正予算を組まれたこと

は一定評価をし、賛成といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第 38 号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

( 全 員 起 立 )

**平井議長** 起立全員であります。

よって、第 38 号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 3 時 52 分～午後 4 時 05 分まで休憩)

**平井議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 6、第 39 号議案 平成 26 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

**上下水道部長** (登壇) それでは第 39 号議案につきまして、ご説明申し上げます。

(第 39 号議案 朗読)

今回の補正につきましては、平成 25 年度に実施しました公共下水道雨水接続点 (2-7) 接続工事におきまして、鋼矢板を打ち込む範囲の一部の地盤が固く、当初予定の工法では施工できないことが判明したため、工法検討や機械の手配などに時間を要し、当初予定の工事内容が年度内に完成できなかったものでございます。しかし、国費を繰り越すための手続きがすでに締め切られており、平成 26 年度へ繰り越すことができなかったことから、社会資本整備総合交付金をいただくため、出来高により精算し、竣工したものでございます。そのため、この残工事に要する費用につきまして、補正をお願いするものでございます。

それでは詳細につきまして、事項別明細書に基づき、ご説明申し上げます。

1 の 9 ページ、歳入でございます。

第 7 款 町債、第 1 項 町債、第 1 目 下水道債、第 1 節 公共下水道債 1,190 万円の増額につきましては、起債対象の公共下水道事業費の増額に伴うものでございます。

1 の 10 ページ、歳出でございます。

第 1 款 下水道費、第 1 項 下水道総務費、第 1 目 一般管理費、第 25 節 積立金 60 万円の減額につきましては収支の調整を図るため、一般財源に充てる費用を減額するものでございます。第 2 項 下水道整備費、第 1 目 下水道建設費、第 15 節 工事請

負費 1,250 万円の増額につきましては、平成 25 年度に実施しました公共下水道雨水接続点（2-7）接続工事の残工事として、公共下水道雨水接続点（2-7）接続工事（その 2）に要する費用の増額をお願いするものでございます。

工事の概要につきましては、1 の 12 ページの次に添付しております参考資料に基づき、ご説明申し上げます。

参考資料の 1 ページは平面図、縦断面図及び横断面図でございます。

工事場所につきましては、国道 171 号東上牧交差点付近の高槻市との行政界で、工事内容につきましては、流域下水道高槻島本雨水幹線の接続点（2-7）の既設人孔と古ノ宮水路とを接続するため、特殊人孔の新設や除塵機の設置などを行うものでございます。縦断面図及び横断面図の赤色で塗りつぶしたところは、平成 25 年度に完成した部分でございます。赤線で表示しているところは、本工事により実施する部分でございます。現況写真は、中ほど下でございます。

参考資料の 2 ページは、接続立坑仮設図でございます。

鋼矢板及び覆工板につきましては、赤線で標示している特殊人孔の上部工が完成した後に、引き抜き及び撤去いたします。

3 ページは、特殊人孔及び除塵機設置図でございます。

赤色で塗りつぶしたところは平成 25 年度に完成した部分で、特殊人孔の下部工及び流域下水道接続管でございます。赤線で表示しているところは本工事により実施する部分で、特殊人孔の上部工、固定式スクリーン、重力式擁壁・水路復旧、フェンス設置及び電気設備でございます。また、青線で表示しているところは平成 25 年度に製作が完了しております L 型除塵機及び操作台で、本工事では、それらの製作物の据え付けを行うものでございます。

工事期間につきましては、およそ 2 ヶ月程度を予定しており、雨期には若干間に合いませんが、除塵機を含め雨水を排除する能力機能につきまして、早期完成に向けて努力してまいります。

また、本工事の施工につきまして、町道高浜幹線が高槻市営バスの路線となっており、工事内容によっては昼間の施工が困難なため夜間の施工となりますことから、付近住民への周知を図るとともに、工事中の安全には万全を期してまいります。

なお、本工事の契約につきましては、本議案をご可決いただきましたら、平成 25 年度に実施しました公共下水道雨水接続点（2-7）接続工事の請負業者と随意契約を締結する予定でございます。

以上、簡単ではございますが、平成 26 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

**平井議長** これより質疑をお受けいたしますが、本日は水曜日で、ノー残業デーでもござい

ます。質疑並びに答弁、そして討論におきましても簡潔明瞭にさせていただきますように、まずもってお願いしておきます。

それでは、これより本案に対する質疑を行います。

**河野議員** 第39号議案に対して、質疑をいたします。

矢板打ち込みの作業に関して、地盤が見通しよりも強固、広範囲に広がっていたということが着工後判明したということなどが発端というふうにご説明があったと思いますが、ただ一方で国庫補助の関係もあって出来高により精算をしたということ、今、提案でおっしゃっております。

その辺で、先ほども耐震化ではいろいろ出ました国庫補助や、いろんな問題で繰越ができないということをいろいろ言われて、財源確保に走っていただいているという苦勞も一方では聞いてますので、今回のこの手法について、一定規則や条例、あと法律上、こういったものを活用されたのかということが、おわかりでしたら、ご説明をいただきたいと思います。

あと、もともと着工するまでの、この強固な地盤が広範囲にわたっていたということが、本来であれば予算化する前に、発注する前に、やはり町としては把握すべき内容であったと思われるので、その点について、今後、こういったことが起こらないようにするための再発防止策などが原課で議論がされているようでしたら、その点もお示しいただきたいと思います。

あと、最後ですけれども、ちょっと資料を求めておりませんが、随意契約を締結するということですが、その主な理由をお示し下さい。

**上下水道部長** まず繰越、今回できなかったということでございますけど、これにつきましては、繰越の手続きが、まず1月17日ですでに終わっておるということで、今回、このことがわかりましたのが、2月の11日に特殊人孔の築造をするために古ノ宮水路内の敷居を、コンクリートを取り壊して、実際に以前に実施されました地盤改良の状況が、その時点で把握できたということで、これは現地を直接見ないとわからないことでございますので、これの把握を事前にするというのは非常に困難であるという具合に考えております。

ただ、当然ながら実施設計段階にも、このような状況はある程度は想定はしていたものの、想定以上に広範囲に広がっていたということではございますので、もうちょっとその辺は慎重に、今後は、こういう事案が出てきた場合は対応してまいりたいという具合には考えております。

2番目にかかる部分は、今、ご説明させていただいたんですけども、再発防止ということではございますけども、先ほども申し上げましたように、いろんなケース・バイ・ケースで工事を実施している関係で、必ず再発防止に繋がるようなものがなかなか見当たらないのが正直なところでございます。ただ、こういうことが起こったということの

一つの事例が、私どもとしても間違いなく経験としてできてまいりますので、こういうことで同じことを繰り返さないようなことはできるのかな、というようには思っております。

それと、今回の随意契約でございますけども、この随意契約につきましては、この平成25年度に契約履行をしました公共下水道雨水接続点(2-7)接続工事と密接に関連する工事であるということと、この工事が安全に、また円滑、適切な施工を確保できることから随意契約を締結するものでございますが、随意契約としては「地方自治法施行令」第167条の2第1項第6号の規定に基づき、競争入札に付すことが不利と認められるということで、随意契約を締結するものでございます。

以上でございます。

**河野議員** 1問目にお尋ねした、出来高により精算ということですね。これについてはもう無事に精算にかかる事務はすべて完了されているので、そういったやり方については何ら問題がないということで、間違いはありませんか。

**上下水道部長** 失礼しました。今回、手法としまして、いったんできた部分で精算させていただいて、竣工させていただいております。これにつきましては大阪府とも相談させていただいたうえで、この方法で実施しております。また、2年前にも同様のようなことで年度内に工事が完成できなかったということで、その時点で出来高で精算させていただき、竣工させていただいた事例もございまして、それらに基づいて、今回も同様な措置を取らせていただいたということでございます。

以上でございます。

**戸田議員** これについては、事前に議長から各議員へ送付されている島水工第455号で詳細を説明していただいておりますので、大体把握できておりました。

今回、事前に実施した土質試験結果から予測できる地質改良帯の範囲が想定より広範囲であった、とおっしゃいました。そもそも、この土質調査はどこが、いつ頃に行ったものなのか、確認のため質問します。関係機関との協議連携はどのようなものでしたか。この土質調査を行ったところとの協議連携、情報共有ができていましたか。これが1点目。

それから、残工事については4月以降今日まで、まだ未着手になっていると思います。現場は工事が中断された状態になっています。現場の安全対策等、取られている対策について確認しておきたいと思います。

以上です。

**上下水道部長** まず、土質調査の件でございますが、参考資料で添付しております1ページの平面図と縦断図でございます。この中で、ボーリング調査の実施している位置を示めさせていただいております。国道を渡った、ちょうど今のセブン・イレブンさん、コンビニがある辺りになるんですが、「既S60-Bor. No.5」というのが、これが1

カ所目のボーリング調査の位置でございます。この土質調査の位置につきましては、これは流域下水道が高槻島本雨水幹線の整備の際に土質調査をしたものでございます。それともう1カ所ございまして、それはちょっと反対側になりますが、平面図の一番右側になります。「既B o r . No. 1」と書かれている、この2カ所の土質調査を実施しております。このNo. 1につきましては、先ほどもちょっと若干申し上げました、2年前に実施しました污水管の敷設工事、国道を横断する工事の際に土質調査を実施したものでございます。

ただ、この土質調査によって、先ほど申し上げました改良帯がわかるものではございません。あくまで、この付近の土質を把握するうえで、このボーリング調査を実施しているものでございます。それに伴う柱状図につきましては、縦断図にお示しさせていただいております。

それと、現場の安全対策でございます。これも、今、参考資料で添付してます現況写真、まず見ていただければと思います。町道高浜幹線沿いに水路との境には安全柵を設け、カラーコーンを設けさせていただいております。それとあわせて、現在、矢板により掘削されている状態でございますので、その部分については網をかけまして、侵入を防ぐような方法も取らせていただいております。

以上でございます。

**清水議員** 数点、質問させていただきます。

流域下水道接続点（2-7）の施工というのは、どこの発注なのかということと、この近辺で工事をするうえで、向こうから設計図なり出来高図、今言われる地盤改良についてもそこがやられていると思うんで、その辺は詳細設計のときにチェックされたのか、ということをお伺いします。

**上下水道部長** まず、流域下水道の雨水幹線の工事でございますけども、これは大阪府のほうで施工されたものでございます。当然、大阪府がこの工事を実施するに際しまして実施設計を実施されておられますので、その際の図面等については借用して、今回の工事にも活かさせていただいているということでございます。

以上でございます。

**清水議員** 今、大阪府から近隣の人孔の設計図等をもらったということなので、たぶん、その地盤改良というのは仮設で向こうがやられて、設計図にも入ったと思うんですが、今回、その出来高が大きかったことから矢板が打設できなかったと思うのですが、その辺、離隔等、当町で詳細設計するときに幾らかは安全を見られたと思うんですが、その辺はやっぱり配慮されてたんですか。

**上下水道部長** 当然ながら図面も借用して、今回の工事をするためのいろんな情報を入力し、以前に実施されました流域の接続点（2-7）の人孔を築造される際に周りを改良されているということは、もちろん承知しておりました。ただ、その承知している中で、

その範囲をどの程度見るかということでございますけども、およそ 50 センチから、よくいっても 80 センチまでというようなことで、また、その改良帯もそんなに固いものではないのではないかという、これは勝手な想定ではございましたけども、そういうようなことをしておりました。

しかしながら、実際の改良帯自身が 1 メーター 85 センチを円形にしたような形でございます、ほぼ 3 倍ほどからの改良帯でございます。また、非常に固いということで、当初予定しておりました矢板を打ち込む工法では矢板が入らないということでございましたので、工法を変更させていただいたものでございます。

以上でございます。

**清水議員** あと 1 点だけ。今の事情はわかったと思いますし、今、柱状図を見ても、砂礫、砂層なので、普通、地盤改良すれば横へ流れて膨らむというのは、専門屋さんにはたぶんわかっておられると思うんですが、あと 1 点、もし、そういうことを懸念されて地盤改良、隣接する直近のところをボーリングしようとかいうことは考えられたんですか。もちろん、ボーリングするにはお金がかかるんですが。

**上下水道部長** 当然、今回、既設の 2 ヲ所のボーリング・データに基づいて工事を実施させていただいておるわけですから、この 2 ヲ所のボーリング柱状図が明らかに大きな違いがあれば、やっぱりもう 1 ヲ所、確認のために土質調査を実施する必要があったかなと思います。今回 2 ヲ所とも若干の相違はございますけども、ほぼ似通った土層を示しておるということで、この 2 ヲ所での工事の実施という形を取らせていただいたものでございます。

以上でございます。

**平野議員** この工事は 2013 年度、25 年度工事に関することなんですけどね。出来高払いで精算されたということですけど、そもそも 9 月議会で予算化されて、契約金額 4,168 万 5 千円で機動建設工業株式会社関西支店と契約されて、工事が行われたということですね。出来高払いというのは、つまり L 型電動除塵機の据え付けはもちろんまだできないから、本年度しなくてはいけないわけですけど、それ以外はすべてできている、できたということですね、できているということですか、ちょっとわからないですけど。

工事概要というのがね、円形管敷設工事、特殊マンホール設置工事、立杭工ということですか、それから付帯工で、L 型電動除塵機というのが工事概要だそうですけど、除塵機設置はまだ、今回、この工事が、今、提案されている工事ができなければ据え付けができないわけですから、この部分を除いた工事が完了して、その分についてはもう出来高払いでお支払いされたというふうに考えてよろしいのですか。出来高払いで支払われた金額というのは幾らでしょうか。

**上下水道部長** まず、出来高部分でございますけど、先ほど提案説明でもご説明させていただきましたけども、参考資料の 3 ページでお示ししておりますように、赤で塗りつぶ

された部分が25年度までにできあがった、完成した部分ということでございますので、赤で線だけで表示している部分については、本工事で実施される部分でございます。それとあわせまして、先ほどL型除塵機につきましては製作のほうは完了しておるわけでございますけども、据え付けができていないということで、今現在、その下の赤い塗りつぶした部分だけが出来高ということでございます。

変更契約の金額でございますけども、今回、鋼矢板の打ち込み工法の一部変更と、それに伴う改良帯を取り壊す、また処分する費用等が増額になっております。それと今回、本工事で予定しております部分が残工事として減額となっておりますので、それらを精査した結果、当初の請負金額4,168万5千円から115万9,200円を減額した4,052万5,800円となったものでございます。

以上でございます。

**外村議員** このL型除塵機ですね、今回設置されるこれの、耐用年数はどれぐらいの機械なのか。そのメンテナンスは業者にやらせるのか、水道部でやられるのか。メンテナンス費がどれぐらいかかるのか、年間というか、維持費ですね。それと、その設置後、この土質ですから、当然、子どもが入ったりしたら危ないんでフェンスをされるんだと思うんですけど、その辺の安全対策についてどうなっているのか。

それともう1点は、2ヵ月ぐらいの工事だと言ってます。私、ぜひ見に行きたいんで、現地設置は大体いつ頃になるんでしょうか。

以上、お願いします。

**上下水道部長** まず、L型除塵機の耐用年数でございますけども、通常、機械物でございますので、およそ15年という具合には見ております。

それとメンテナンスでございますけども、今、確認しておるところでは、それほど大幅なメンテナンスは必要としませんけども、年1回程度の点検は必要という具合には考えております。

それとフェンスなどの安全対策でございますが、これも参考資料で添付させていただいてます3ページのほうですね。A-A断面ということで、周りにもフェンスで囲むために高さ1メートル80だったと思うんですが、フェンスでぐるりと囲んで、立ち入れない状態にはする予定はさせていただいております。

除塵機の設置時期でございますけども、提案説明でも申し上げましたように、およそ工期が2ヵ月程度を要することから、これから発注をさせていただいて、7月の末ぐらいになるのではないかなという具合には、今、考えております。

以上でございます……。失礼しました。メンテナンスにつきましては、原則的には業者をお願いしないと、機械物でございますので、職員で対応することは非常に難しいと考えております。

以上でございます……。(外村議員・自席から「費用」と発言)……。失礼しました。



まだメンテナンス費用まで、ちょっと積算まではできておりません。

以上でございます。

**平井議長** 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**平井議長** 反対の方の発言がございませんので、次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

**野村議員** 第39号議案 平成26年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、自由民主党クラブを代表し討論を行います。

歳入歳出予算にそれぞれ1,190万円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億8,860万円とするものです。高浜二丁目地内、高槻市との境界地の平成25年度完成した流域下水道接続に、新たに特殊人孔及び25年度に製作された除塵設備の据え付けなどのための補正であります。

平成25年9月定例会において、島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)を可決し、同年12月、機動建設工業株式会社関西支店と契約し、工事に着手されました。本年2月に特殊人孔の築造において、鋼矢板を打ち込む位置の状態を確認したところ、地盤改良帯が広範囲のため固く、鋼矢板を打ち込むことができなく、別の工法により着手されました。これにより、約1ヵ月の工期の遅れが生じ残工事が年度内に完成できなくなり、また、この工事は社会資本整備総合交付金事業としての実施工事のため、繰越ができなくなったとのことです。大阪府と相談され、3月末での出来高により精算竣工し、残工事については今回、改めて同業者と契約締結を予定されています。

近年、集中豪雨等の災害が多く発生しています。今年の雨期に間に合うよう、速やかに着手していただくよう要望し、賛成といたします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**岡田議員** 第39号議案 平成26年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)に対して、賛成の討論を行います。

事前にしっかりとヒアリングをさせていただきまして、工事の内容等は理解できております。しっかりと雨期までに間に合うように要望いたします。このことによりまして、賛成討論といたします。

以上です。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

**清水議員** 第39号議案 平成26年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、自民無所属の会を代表し討論を行います。

本件は、既設の流域下水道接続点（2-7）人孔に既設水路を接続し、大雨の際の排水を公共下水道に流し、水害を軽減するための工事である。当初計画では25年度中の工事であったが、鋼矢板打設の段階で、施工場所の地中に強固な地盤改良帯が存在したことから、設計の鋼矢板打設工法では施工が困難であるとの判断で、施工の工法変更を行い、施工をするための補正予算です。

本来なら、実施設計の段階で地中の状況を把握、確認されるべきところではありますが、仮設の地盤改良の出来高については、施工後に掘削等をし、確認することも困難なことより起きたものと判断します。

今後、このような事案が起こらないよう、近接工事等の成果品や現場の状況を確認し、実施設計に活かされ、工事発注されることを要望し、賛成の討論とします。

**平井議長** 引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**平井議長** 他に討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**平井議長** ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第39号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（ 全 員 起 立 ）

**平井議長** 起立全員であります。

よって、第39号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しましたので、これをもちまして、平成26年島本町議会4月臨時会議を閉じまして、散会といたします。

次会は6月23日、午前10時から会議を開きます。

本日は長時間にわたり、大変ご苦勞様でございました。ありがとうございました。

（午後4時38分 散会）

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

諸般の報告

第 2 号報告 島本町税条例の一部を改正する条例の専決処分について

第 3 7 号議案 工事請負契約の締結について

第 3 8 号議案 平成 2 6 年度島本町一般会計補正予算（第 1 号）

第 3 9 号議案 平成 2 6 年度島本町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年 4 月 23 日

島 本 町 議 会 議 長

署名議員（8 番）

署名議員（12 番）

平成26年島本町議会4月臨時会議の結果は次のとおりである。

事 件 番 号	件 名	結 果
第 2 号 報 告	島本町税条例の一部を改正する条例の専決処分について	4 月 2 3 日 報 告 を 承 る
第 3 7 号 議 案	工事請負契約の締結について	” 原 案 可 決
第 3 8 号 議 案	平成26年度島本町一般会計補正予算（第1号）	” 原 案 可 決
第 3 9 号 議 案	平成26年度島本町公共下水道事業特別会計補正 予算（第1号）	” 原 案 可 決